

令和4年第4回定例会会議録（第5号）

令和4年12月13日

○出席議員（23名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	末田信也君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	松川幸路君	公営事業部	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	いきいき健幸部長	中島靖彦君
建設部長	松屋益治郎君	市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
教育部長	柏木正義君	上下水道局長	岩田弘君
上下水道局参事	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
資産税課長	野田哲也君	政策企画課長	行部さと子君
次長兼観光課長	日置伸夫君	産業政策課長	竹元徹君

高齢者福祉課長	入 田 純 子 君	ひと・くらし支援課長	甲 斐 博 幸 君
市民福祉部次長	宇都宮 尚 代 君	子育て支援課長	中 西 郁 夫 君
介護保険課長	阿 南 剛 君	都市計画課長	籠 田 真一郎 君
都市計画課参事	渡 邊 克 己 君	都市整備課長	山 田 栄 治 君
施設整備課長	若 杉 圭 介 君	防災危機管理課長	中 村 幸 次 君
教育政策課長	奥 茂 夫 君	学校教育課参事	利 光 聡 典 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	河 野 あ や	主 査	松 尾 麻 里
事 務 員	尾 割 春 晃		

○議事日程表（第5号）

令和4年12月13日（火曜日）午前10時開議
第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○14番（松川章三君） 今日は一般質問3日目で、そして1番ということで、私は今まで大体1番になったことないものですから、1番というのは非常に居心地が悪い状態で、3番か4番目が一番いいかなといつも思っているところがございます。2番目ですか、私は3番目がいいかなと思っているところです。それで章三っていうのですってね。

それはいいとしまして、先月の30日に、大谷公園で鉄輪俳句湯けむり散歩の最後の句碑除幕式がありました。これにはこちらにいらっしゃる市長も出席されまして、そして多数の関係者の出席の下、盛大に行われたわけでございます。

この鉄輪句碑は、鉄輪のまちじゅうに設置されてる投函筒っていう、竹筒もしくは筒があるのですよね。その投函筒に投句された、年間数百に上るのですが、その俳句の中から年間最優秀句が選ばれて、そして石に刻まれて石碑、句碑となって建立され、そしてそれは結局石碑ですからね、鉄輪のまちに永遠に残るわけなのです。ちなみに私も何度か挑戦して投函したのですが、佳作止まりで句碑になることはありませんでした。ああ、なかなか難しいなと思いました。でも、銘を書くときに、私が実は書いたのがありまして、そこには松川章三って残っていますので、これは永遠に残るかなと思っております。

それから、この鉄輪俳句湯けむり散歩も、今年で30周年を迎えまして、非常に残念なのですが今年度でその活動に終止符を打つことになりました。この湯けむり散歩が、こんなに続いたのも、鉄輪の湯けむりや町並み、それがあったからだと思っております。その湯けむり、町並みを題材として、実は年間200から300の俳句が投句されているわけなのです。30年間で言いますと約1万近い俳句がそこに、鉄輪のあの地域で投句されております。

そして、これも鉄輪の温泉、地獄湯けむり、そして情緒ある町並みと、そういうものがあるからこそだったと思っております。私といたしましては、その景色は永遠に残ってもらいたいと、そのように思っているところがございます。しかし、後で述べますが、その鉄輪の景色にも最近危機が近づいているように思うのですよね。この湯けむり散歩、今年最後になりますけれども、近い将来またこれが復活するときのために、この情緒ある景色を残さなければいけないと、私はそのように思っております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、これから質問に入りたいと思います。

この鉄輪を含めて、本市は平成20年3月に市域全域を対象とした別府市景観条例を制定しております。この景観条例制定の目的について、説明をお願いいたします。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

景観法に基づく別府市景観条例は、別府市の豊かな自然、歴史と文化を持つ温泉地や湯けむりの景観を守ることにより、観光資産として生かし、新たな活力を創出することを目的として制定しております。

○14番（松川章三君） そうですね、景観を守ることによって、その景観を観光資産として生かそうと、そのために制定したということですね。観光地である別府温泉としましては、それはもうごくごく当たり前の条例制定だと思っております。

その景観条例の中でも、特に鉄輪地区の景観は非常に重要なものであると思っております。その景観を守るために、平成21年に鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画が策定されております。この制度について、また御説明をお願いいたします。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

鉄輪温泉地区につきましては、湯けむりと湯治場としての風情が残る別府市の中心的な役割を担う温泉地でありますので、その景観を守るため、重点景観計画を定めております。

鉄輪温泉地区におきましては、建築物の高さの制限を15メートルとするとともに、屋根の形状を勾配屋根にすることや、外壁等を落ち着いた色彩とすることなどの制限を行うことにより、良好な景観の形成を図っています。

- 14番（松川章三君） 説明は分かりました。鉄輪地区におきましては、景観条例を制定されたのですが、その制定後にいろんな建物が建ちました。一般住宅もあるし、商店もありますが、これらの建築物等はもちろん景観条例に沿って建てられていると思いますが、現状はどうなのかお伺いをいたします。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

鉄輪温泉地区の重点景観計画は平成21年に定めておりますので、約13年が経過し、様々な建築物について制限を守っていただいています。高さ制限などにより、湯けむり景観の保全を図るとともに、建築物の屋根の形態や色彩の制限等により、良好な町並みの形成に寄与しているものと考えています。

- 14番（松川章三君） そうですね、確かに今一般住宅の建て替えや改装については、またちょっとした商店については、形態や色彩を守っていただいております。今のところ景観は保たれていると私も思っております。

ところが、最近になって鉄輪地区は、国道500号の歩道5メートルの拡張工事、これをやっております。また、ホテル、旅館等の建て替え工事が今物すごい勢いでされているわけですね。それによって景観、町並みの形態がどんどん変化しております。それに伴い、景観重点地区にふさわしくない色彩や派手な看板が見受けられるようになってまいりました。

このことについて、景観条例ではどのような扱いをしているのか、お伺いいたします。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

看板につきましては屋外広告物であり、景観条例の対象ではなく、屋外広告物法に基づく大分県屋外広告物条例の対象となります。県条例におきましては、表示面積や高さなどの制限を行っていますが、色彩の制限はない状況であります。

- 14番（松川章三君） 市の景観条例では、規制ができないということは分かりました。例えば鉄輪地区は、本市の湯けむり重点景観地区になっておりますし、また鉄輪明礬地区は平成24年9月に、温泉地としては全国で初めて国の重要文化的景観、別府の湯けむり・温泉地景観に選定されております。

このように、鉄輪地区においては情緒ある湯けむりと町並みそのものが、市の条例や国の選定等により守られてきたわけでございます。だから先ほど述べたように、鉄輪俳句湯けむり散歩は30年も長い間続いてきたのだと、私は思っております。鉄輪地区は、全国的に見ても非常に重要な地区でございます。そのように重要な鉄輪地区を大分県屋外広告物条例の中で、看板の色彩を町並みに調和した色彩に制限することができないのか、それをお伺いしたいと思います。

- 都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

県条例では、県内全域の一律の基準で運用しているため、市町村ごとの地域の実情に応じた制限を行うことは難しいものであります。

- 14番（松川章三君） 例えば、県条例施行規則、県条例には施行規則がありますね。その中で鉄輪地区を特別規制地域、特に必要な地域、そのような名目として明文化してもらって規制するというようなこともできるのではないかなとも思います。全国の自治体の中には、看板の規制を厳しく行っている自治体もたくさんあります。本市も、先ほども言いましたように、県条例施行規則の中に入れてもらうとか、そのようなことができるのではな

いかと思いますが、どう思いますか、お答え願います。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

現在、屋外広告物条例に関する事務は県のほうで行っていますので、市のほうで規制等を行うことはできない状況であります。

○14番（松川章三君） だから確かに県の条例でありますから、本市が県にお願いして明文化してもらうことはできないのかっていうことでございますが、これは県と交渉する必要が十分にあるのではないかと、そのように私は思っております。

実は、県内では日田市、豊後高田市、由布市、竹田市、津久見市、そして姫島村の6つの自治体が、県から屋外広告物事務の一部を権限移譲してもらっているのです。そして独自に規則を設けて、看板に対する規制を行っておると聞いております。この6つの自治体は、いずれも市内に重要な観光地というか、重要な景観は守らなければいけないところがあるわけなのです。日田市においては豆田町であるとか、豊後高田市では昭和のまちであるとか、由布市では湯布院や湯平であるとか、竹田市では武家屋敷が今でもあります。津久見市は、これはちょっと分かりませんが、ミカンのまちということなのではないでしょうか、ちょっとこれは分かりませんが、すみません。もう一つ、姫島村ですね、姫島村は全域がジオパークとエコの村として、今売り出しております。それぞれのイメージを守るために、看板の規制を行っているわけなのです。

本市も、屋外広告物の規制をしっかりとしないと、先ほど述べたように鉄輪地区の重点景観計画や、全国初の国の重要文化的景観、別府の湯けむり、温泉地景観を定めた意味が全くなくなるのではないのかと私は思います。そのように思いませんか。看板ができてくると、せっかく景観を守ろうとしているところが全く無駄になってしまうと、景観条例の意味がなくなってきました。鉄輪の景観を守るのは、私は別府市の義務だと思いますよ。早急に県と交渉して、県条例施行規則の中に特別規制地域として明文化してもらるか、または権限の一部を移譲してもらうかだと思いますが、そのことについてどのように考えておりますか、お伺いいたします。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

権限移譲につきましては様々な課題もありますので、現行の制度の中で行える方策も含めて、県と協議をしていきたいと考えています。

当面は、鉄輪温泉地区内で建築物等の申請があった際には、屋外広告物についても景観に配慮したものとなるようお願いをしていくなどの対応により、良好な景観の形成に努めていきたいと考えています。

○14番（松川章三君） そんな悠長なことは言っていられないと思うのですよね。というのは、先ほど言いましたけれども、工事中の国道500号のこの歩道拡張工事はもうどんどんどんどん進んでいっていますよ。今、北中の両サイドやっていますけどね、本当に早い状況で進んでいっているのです。現に、鉄輪地区に定めた景観条例に合わない色合いの大きな看板が、もう既にできているではないですか。これも景観条例の範囲内であるということで、先ほど言いましたようにお願いをしたのでしょうか、そちらの業者に。条例で定められた色彩にしてくれていますか、全然してくれていないですよ。はっきり言って真っ赤っかな大きな看板が出ております。あそこ、景観条例のど真ん中ですよ。国が定めた重要なあの中、ど真ん中ですよ。企業は自分の企業イメージがあるので、看板の大きさや色合い、それまたキャラクターについては、もうかたくなにそれを押し通そうとします。一つそういうものができてしまえば、もうなし崩し的に次から次へと出てきます。

また、鉄輪の中心部には近々大きなホテルが建設予定されております。建物については景観条例があるので、守られているから大丈夫でしょうけれども、だから看板についてはどうでしょうか。条例の縛りがないために、どのようなものになるか、これもさっぱり分か

りません。全く見当が付きません。先ほど言ったところができているので、うちもいいではないかと、ので、あそこは許可が出てうちは許可されないのかというふうなことになるかねません。要請によって守ってもらうと言っていました、規則や規制がなければ何の歯止めにもならないということをおきます。

聞くところによりますと、県は権限移譲に対して前向きで、むしろ早く移譲したいと思っているということをお聞きしております。早急に県から権限の一部を移譲してもらって、本市の景観条例に沿うように、独自の看板についての規則や規制を設けるべきだと、そのように思っております。

また、先ほど言ったように、県条例施行規則の中で、鉄輪地区を特別規制地域に指定してもらって、明文化してもらうかのどちらかですよ。一部を明文化してもらい、もしくは事務を移譲してもらうのどちらかですね。何か、権限移譲のために特別な理由で移譲ができない特別な理由でもあるのかと、あるならお伺いしたい。もし事務量が増えて処理し切れないということであるなら、係を増設してでも権限移譲するべきだと、私はそう思います。それしか、本市にとって一番重要な観光地である鉄輪温泉地区の景観を守ることはできないと、そのように私は確信しております。見解を示してください。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

屋外広告物に関しましては、権限移譲を受けることが、市のほうで制限していく前提となりますが、権限移譲につきましては事務量の問題を含めて様々な課題もありますので、内部での議論や県との協議をしていきたいと考えております。

○14番（松川章三君） 全国では多数の市町村で屋外広告物条例を制定しておりますよ。どこの自治体も景観を最大限に重視して、自治体の価値を上げ、守っていこうと努力しているわけなのです。県下の権限移譲にこだわることなく、本市で独自に屋外広告物条例を制定することはできないのか、これは質問に入れていませんでしたが、その辺について本市で独自にできないのか、お伺いいたします。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

屋外広告物につきましては、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例を作ることが前提となります。これは景観条例とは別という形に法律的になっていますので、あくまでも市が権限移譲を受けることが前提となっておりますので、その辺も含めまして県のほうと協議をしていきたいと考えております。

○14番（松川章三君） 屋外広告物に対しましては、市では直接的にはできないということですね。県の条例があって、県から移譲を受けなければならない。もしくは先ほど私が言いましたように、明文化してもらわなければならないと、特別地域として、ということになりますね。

では、だったらそれをもうぜひとも早くやってもらいたい。じゃないと、別府市はせっかく決めた景観の、すばらしい景観を守ろうとか、国からの選定があったところが、このままではもう赤や白や黄色や緑や、黒はないでしょう、あるかもしれないですね、そういうふうな看板でいっぱいになります。そうすると、先ほど私が一番最初に述べましたように、湯けむり景観に対する鉄輪俳句、これ30年も続いたのですよ。1万に近い俳句が投句されている、それはそんなのがなくて、情緒があったからそれができた。これがなくなったら、別府市の一番の観光地である鉄輪がなくなってしまう。そうすると、鉄輪に来て、別府市のいろんなところに宿泊していた人たちも来なくなる可能性がありますので、どうかこれは早急に考えてもらいたい、取り組んでもらいたいと、そのように要望しておきます。

以上です。

続きまして、小中学生配付のタブレット端末についてお伺いいたします。

議会では、今全員、全議員がタブレット端末を使って会議を、こうやって議会、議場で会議を行ったり、委員会室で会議を行ったりしているわけでございます。今はまだ試行期間ですから、紙と一緒に使っておりますが、これをスムーズに使いこなす議員もおれば、苦戦している議員もおります。先日でしたかね、ある一部の議員が一般質問にタブレットを持ってやっていたのを見てからは、びっくりしました。え、すごいなど。あんなこと今からなるのだろうかなど、私は今思っているのですが、このようなタブレット端末の使用は、大人より子どもの方が数段早く使いこなせる、また飲み込みも早いようであります。今の子どもたちは、生まれたときからインターネット環境に接しておって、成長するにつれてスマホやタブレット端末を自然に使えるようになってきているわけなのです。本当にすごいと思いますよ。うちの孫なんか、一番下が4つ、タブレット、スマホ、貸してくれ貸してくれって言うから貸したら、こうやって使いますからね、右や左はこうやってこうやったり、私が使うときにちょっとできなかつたりすると、じいじそんなのも使えないのって言ってばかにされるぐらいであります。そのくらい、インターネット環境の、スマートフォンやタブレットはもう子どもたちにも、もう生まれたときから行き届いてるわけなのです。

そのような社会状況の中で、国の文部科学省はGIGAスクール構想を進めております。本市もタブレット端末を導入して、実は2年目になりますね。その効果についてお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えをいたします。

タブレット端末を活用した画像や動画の視聴等が児童生徒の興味・関心・意欲を高めるとともに、理解を促す手だてとなっているところでございます。

また、インターネットを利用した調べ学習が容易に行えることで、課題解決に主体的に取り組む子どもの姿が見られます。調べたことをまとめて発表する表現力にもつながっているところでございます。

さらに、全員の考えをタブレット端末で表示させ、共有することができますが、そのことで発表する子どもだけではなく、一人一人の意見が尊重されています。友だちとの考えの違いなど、新たな気づきにつなげ、ともに学びを深めていく協働的な学習が進んでいるところでございます。

加えて、個別最適な学習を促すAI型ドリル教材は、つまづいている箇所までさかのぼり、確認をすることができますので、子どもたちはそれぞれがつまづいた箇所からの復習に取り組むことができます。遠隔通信アプリを活用し、コロナ禍等により登校できない児童生徒に対する授業配信や課題のやり取り等、学習保障も図られているところでございます。

○14番（松川章三君） 私もAI型ドリル教材というのはね、これすばらしいなと思ったのですけれども、そんなになっているのですね。子どもの個人個人のつまづいたところまでさかのぼれる、そこからまたやれる、すばらしいなと思っております。全般的に見て、タブレット端末活用の効果は現れているのかなと思っております。

また、コロナ等で登校できない児童生徒に対する授業配信や課題のやり取り等、学習保障も図られているということですが、まずまず効果が出ているのだろうと思っております。でもこれは全般的なものであって、各校ごとにおいてはタブレット端末の活用にまだまだばらつきがあるのではないかと思います。各校のタブレット端末が有効に活用されているのか、活用の状況についてお伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

授業でのタブレット端末の活用率につきましては、昨年度と本年度の2学期調査を比較いたしますと、小学校では平均32%から40%に、中学校では平均40%から57%に向上をしているところでございます。小中学校ともに活用率70%を超える学校もありますの

で、実践例を還流し、さらなる活用を促進することはもちろんですが、より効果的な授業での活用に向けた質の向上を目指していきたいと考えているところでございます。

活用の内容といたしましては、授業支援アプリによる児童生徒の考えの可視化や比較共有、AI型ドリル教材による個別学習、インターネット利用による調べ学習や、考えや調べたことをまとめたプレゼンテーションシートの作成等でございます。そのほか、遠隔通信アプリを活用した全校集会の実施、アンケートフォームを活用した生徒・保護者アンケートの実施等、授業以外でも活用が図られているところでございます。

- 14番（松川章三君） 昨年比の活用率で見ますと、今言ったような。小学校で8ポイントのアップで、中学校では17ポイントのアップとなっており、徐々に活用率が高くなっていることがこれで分かりますね。このことは、タブレット端末を活用した授業がかなり浸透しつつあるということで、非常にいい傾向だと、私もそのように思っております。

ですが、以前頂いた資料の中に、各校ごとの活用状況を見ると、小学校では最低が17%の活用率であった、最高で72%の活用率であったということになっていきますね。中学校では最低が47%の活用率、最高は76%の活用率ということになっております。このタブレット端末を有効に活用している学校と、まだまだ生かし切れていない学校があるということがこれで分かってきます。各校間で、活用の仕方にかかなりの開きがあるように思っております。

私が思うに、タブレット端末の操作に熟練している先生のいる学校は、かなり活用が進んでいるのではないかと感じております。教育委員会としましては、タブレット端末の活用にばらつきがないよう各校を指導して、全体の活用率をもっと上げていくよう努力すべきだと、そのように思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、タブレット端末は学校でどのように管理されているのかお伺いいたします。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

タブレット端末は、各教室に設置されている保管庫にて保管・充電を行っており、必要に応じて児童生徒が端末を取り出せるように適切に管理をしているところでございます。

- 14番（松川章三君） そうなんですね。各教室に保管庫があって、それに保管をしております。

実は、私は10月1日に朝日小学校の公開授業を見学させていただきました。そのときにタブレット端末を使って授業しているクラスにたまたま行き合わせたわけでございます。もちろん、その教室の授業は途中から見学したものですから、私の理解がもしかしたら間違っているかもしれませんが、そのときは申し訳ございません。もちろん、そのときの先生はタブレットを使った授業を本当熱心にやっております、子どもたちにも熱心に教えておりました。このことは申し添えておきます。でも私は、間違ったこと言うかもしれません、そのときには指摘していただければ助かります。

先ほど言ったように途中から見学したものですから、これが美術の授業だったのかデザインの授業だったのかちょっと分かりませんが、私には。画用紙にタブレット端末で検索した画像を書き写したわけなのですね。そして新たなデザイン、作り出すのか、またはその絵を描いたのか、ちょっとそれもちよっと私、途中から見たのでどういうふうな状況でやるってことを聞いていなかったのだから分かりませんが、そういうことでタブレットで見たものを別のものに描いて、そしてそれを、自分で作り上げたものを最後に先生に見せて、先生からその講評を受けるわけなのです。その子どもたちは、自分の感性による発想の下、いろいろな場所にその画像を描いておりました。そして先生は、そのことに対して講評しているのですが、そのときの子どもたちの目はやっぱり輝いていたのですよね。これも、タブレットはそこまで、タブレット使うことだけでそこまで違うかなと思うぐらいにやっぱり輝いて、いろいろやってみました。

すばらしいなと思っていたのですが、授業が終わりました。そうすると、皆さん一斉に立ち上がってタブレットを持って前に、教室の前に行って保管庫に入れて、充電して入れるのですよ。そこで保管していたのですね。私は、インターネット環境のない家庭に対しては、確かモバイルルーターを貸与して、いつでも使えるようになっていたと聞いていたものですから、単純にタブレット端末は自宅に持ち帰っているものと思っておりました。ところが、学校によって違うのかもしれませんが、聞いてみますと、自宅に持ち帰ることはあまりないのだということを知りました。ルーターを貸与されているのに自宅に持ち帰ることがあまりないと、これはどういうことなのかなと思いました。学校によって、先ほど言いました、違うのですよね。持ち帰っているところもあるけれども、持ち帰っていないところもあるのかなと思っております。

そこで、タブレット端末の自宅への持ち帰りについて、どうしているのかお伺いいたします。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

現在、インターネット環境がない御家庭に関しましては、モバイルルーターを貸与することで、全ての家庭でインターネットを使用できる環境が整っているところでございます。

家庭への持ち帰りにつきましては、全ての学校でA I型ドリル教材やインターネットを活用した調べ学習等の課題による持ち帰りは実施しているところでございます。遠隔アプリを活用し、一斉の授業配信や学級会等を定期に行っている学校もでございます。家庭学習における端末のさらなる利活用が図られるよう、各学校の活用例や好事例を共有していく等、学校への支援を進めてまいりたいと考えています。

○14番（松川章三君） 持って帰らないと、調べ学習や家庭での学習はできないのでね、そういうふうに学校間の格差があるのかなと思っております。

私は、実は毎朝の児童生徒の登校サポートをしているわけです。そのときにいつも見かけるのですが、背負っているランドセルがとても重そうで、腰を痛めるのではないかと、悪くするのではないかと、このようにいつも思って、とても心配です。特に低学年の児童の場合、ランドセルのほうが大きいのですよね、ランドセルが歩いているのではないかと、ランドセルに足がついて歩いているのではないかっていうぐらい、小さな子どもさんもいます。とても心配しております。高学年の児童におきましても、放課後のクラブ活動か何かで使うのでしょうか、重たそうな荷物を、ランドセル後ろになにかあるので、前にリュックをかけて、前後にかかっているわけです。まるでね、登山に行くような格好をして通学しているわけなのです。教科書は学校に置いて帰れないということなので、毎日それを繰り返しているのですが、もし教科書をタブレットの中に収納することができて、タブレット端末だけを持ち歩くことができるのであれば、かなりの重量の削減になるのではないかと思います。タブレット端末もかなり重たいと思いますよ。でも今は、持って帰るときにタブレット端末と教科書も含めて一緒に持つので、また重量が重たくなりますよね。教科書を入れて歩くより、タブレット端末だけのほうが軽いのです。タブレット端末を活用した授業等の今後の可能性についてどう思っているのか、教育委員会の見解をお伺いしたいです。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えをいたします。

I C Tを活用することで、子ども一人一人の学習履歴等の教育データを有効に活用した、個別最適な学びの一層の充実が図られると考えています。

また、これまでの教育の蓄積とI C Tとを最適に組み合わせることにより、一人一人の考えの共有が進み、個々の気づきを促すとともに、見方・考え方の広がりにつながる協働的な学びを進めることができると考えています。

さらに、デジタル教材等を有効に活用することで、家庭学習のさらなる充実を図ること

ができるとともに、携行品の削減等による通学時の児童生徒への負担軽減も図られるものと考えているところでございます。

- 14番（松川章三君） デジタル教科書を使うためには、かなりの費用と使用上の制限があると、そのように実は聞いております。せっかく小中学生に1人1台の高価なタブレット端末を貸与されているのですから、もっと頻繁に、有効に活用するべきだと私は思っております。タブレット端末を最大限に活用するためにはどうすればいいのか、市教委の考えをお伺いいたします。

- 学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

令和3年3月に策定いたしました別府市学校教育ICT活用推進計画では、1人1台端末の整備により、児童生徒がICTを、使いたいと思うときにいつでも使うことができる日常の文房具として用いることになるため、教師は授業の在り方や授業に対する考え方を変えていく必要があるとしているところでございます。いつもの授業でICTを文房具として使うことができる環境を整えることで、教師主導の教具から、児童生徒中心の文房具へという新しい学びを実現していきたいと考えているところでございます。そのことに向け、教員研修の一層の充実により、ICT活用に係る教員の資質・能力の向上を図りたいと考えています。

- 14番（松川章三君） ぜひとも頑張ってくださいと思いますが、実は私、10月に熊本市立図書館の電子図書館の視察に行っていました。この電子図書館では、利用者にIDを出して、パスワードを入力して、スマホやタブレット、パソコンからログインして閲覧することができるようになっておりました。児童生徒は、自分が持っているタブレット端末で電子図書を借りて読んでいるということでしたから、ちなみに、タブレット端末はどこで使うのですかと、また自宅に持ち帰りができるのですかと尋ねたところ、全員の児童生徒が自宅に持ち帰っているとのことでした。そのことにより、児童生徒の貸出し量が飛躍的に伸びて、それに伴って保護者の貸出し量も伸びたというふうに聞いております。

これはタブレット端末についての視察ではなかったのですが、熊本市のタブレット端末の活用状況を聞いて、私は本当びっくりしました。ああ、進んでいるなど。そこで、今日のような質問になったわけなのですけどね、本市には電子図書館がありませんので、これについては電子図書を閲覧するということは当てはまりませんが、タブレット端末の活用方法は幾らでもあるのだなというふうに思っております。せっかく1人1台、高価なタブレット端末を貸与しているのですから、もっと有効活用するよう努力していきたいと思っています。

この辺について見解があれば、ひとつ教育長、よろしいでしょうか。突然のことで悪いのですが。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

本当に150年の教育の実績の上で、今度ICT教育というのが入ってきて、子どもたちへ1人1台端末でやっております。学校教育が劇的に変化をしております。ぜひ、子どもたちにとりましては学校というのは未来を育み、そしてまた社会の形成者の一員として育つ学校でありますので、子どもたちにとりましてはこのICTを十分活用して、恐らく鉛筆、ノートの教育から本当にもうPCの、端末の時代になろうかと思っております。そのうちもうランドセルもなくなって、本当に全てこの端末で教育をするような時代が来るのかなとも予想しております。

あくまでこのICTの教育環境整備というのは手段であって、目的ではないということでございますので、子どもたちには適切に、安全に情報処理能力をつけ、そして情報教育モラルも併せて、そういうような子どもたちの創造性を育むようなICT教育を取り入れた教育改革を、ハード面、ソフト面、両面で別府市の教育を進めてまいりたいと考えてお

ります。

- 14番（松川章三君） 教育長の答弁、急な質問ですけれども、申し訳ないですが、そのように頑張っていたきたい。これ教育委員会だけでなく、執行部の長野市長も今進めていますので、ぜひとも子どもたちのため、素晴らしい活用方法を見つけていただいて、平準的な、学校、各学校がそろってよくなるように、別府市で教育委員会が頑張ってもらいたいと、そのように思います。それを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

（議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く）

- 8番（森 大輔君） 森大輔です。

今日、私はコロナ時代の地方創生の今後について質問していきたいと思います。

これまで国が進める地方創生に注目をして、別府市が平成27年から始めた地方創生事業の実績について質問してきました。そして今回は、これまで進めてきた地方創生事業の成果と効果を聞いていきたいと思います。

これまでの議会で取り上げてきたように、国が進める地方創生とは少子高齢化が進む中で、都市部一極集中の国の在り方を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけて、地域経済を元気にする自治体の政策を支援する取組のことです。この国が示す地方創生の最終的なゴールは、活力ある日本社会の維持の実現とされていますが、一方で別府市が示す地方創生の最終的なゴールは、まち・ひと・しごとの創生により市民所得、税収、人口の増加へとつなげていく好循環を持続的に生み出し、市民が生涯を通じて健康で幸せで豊かに暮らせるまちの創生を実現することと、今年6月の市議会で説明がありました。

別府市は、2015年から現在までの約7年間、この最終的な地方創生のゴールの実現に向け事業を行ってきましたが、これまで取り組んできた地方創生事業の総予算規模はどのようになっていますか。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

第1期総合戦略開始時の2016年度から今年度2022年度までの、当初予算におけます総合戦略に関連いたしました事業費の合計額は約556億円となります。

- 8番（森 大輔君） 約556億円という大きな予算をかけてきた、この地方創生事業の成果と効果について、まずどのように考えていますか。

また、別府市が掲げる地方創生のゴールに向けて、今現在どこまで実現できていると考えていますか。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

地方創生の取組につきましては、内閣府から21の地域再生計画の認定を受け、総合戦略を基軸として積極的に推進しているところです。これらの取組から、起業・創業件数の増加や、竹細工の世界への発信による伝統工芸品としての再認識や、市内全地域で7つのひとまもり・まちまもり協議会の設立など、直接的な事業成果だけでなく、例えば事業を通して事業者間や事業者と大学との連携が生まれたり、商品開発や制作活動の意欲が生まれる、また地域住民自らが自分たちの地域をどのようにしていくかなど、考える機会が創出される、また様々な事業を通して別府を再認識して、ふるさとへの愛着が生まれるなど、目に見えない効果がございます。

地方創生の取組は、急速に変化し続ける社会に対応し、持続可能なまちづくりに取り組み続けることが大切と考えております。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

市税収入の状況についてですが、令和3年度決算額が135億9,679万円で、総合戦略開始時の平成27年度は135億9,696万円ですので、コロナ禍ではありますが、市税収入は同額程度は確保できている状況であることから、地方創生の効果は表れているものと考え

ております。

- 8番（森 大輔君） 地方創生事業を始めて約7年たちますので、これまでの地方創生事業の成果や効果について、客観的に数字で評価していくことが求められている時期に来ていると思います。

しかし、一方でコロナの影響が長期化する中に加えて、円安や物価高騰、不安定な国際情勢など、私たちの生活を取り巻く社会経済情勢は大変厳しい状況にあると。別府市として、今後どのように市民生活を支援していきますか、物価高騰対策の質問。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

物価高騰対策につきましては、国や県の物価高騰対策事業に対しまして、別府市といたしましても国、県の補助事業として実施をしているところでございます。

また、市独自の物価高騰対策事業といたしましては、学校給食費の負担軽減事業、18歳以下の児童に1万円のクーポン券の配布や、70歳以上の高齢者の方に交通系ICカードの配布事業など、地方創生臨時交付金を活用いたしまして実施しているところでございます。

今後につきましても、国や県の動向を注視しながら、物価高騰対策への取組を進めてまいります。

- 8番（森 大輔君） ぜひ、国からの交付金等を活用して、効果的な物価高騰等対策事業を今後も継続的に行っていただきたいとお願ひしておきます。

それと同時に、持続的な別府の発展のためには、やはり今後さらに市民所得、税収、そして人口の増加へとつなげていく好循環を生み出すという、この別府市が示す地方創生のゴールの実現に向けて取組を進めていかなくてはいけないと考えているのは、私だけではないと思います。先ほどの答弁によると、市税収入において地方創生の効果は表れていると、そのように言われましたが、市民の方々は本当にそのように成果や効果について実感できているのでしょうか。例えば、市税の主な収入である個人市民税や法人市民税、そして固定資産税、こういうのは、市民所得とか就労人口、事業者数など地域経済状況に影響されるところではありますが、別府市の市民1人当たりの納める税収額を類似団体と比較すると低いことが指摘されていますが、別府市としてどのように把握されていますか。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

市税について、類団との比較では、令和2年度決算で市民1人当たりの税額となりますが、個人市民税では別府市は4万2,122円、類団で5万8,126円、法人市民税では別府市が5,480円、類団で7,962円、固定資産税では別府市が5万1,817円、類団で6万1,845円となっております。

個人市民税では、本市の就業形態による影響が大きいものと思われ、法人市民税では本市における法人数自体が少ないことが挙げられます。

固定資産税では、課税される土地の面積と家屋の数が少ないことが挙げられます。類団は全国で51市ありますが、市によってそれぞれ面積や産業形態の違いがあります。一概には、1人当たりの税額で比較はできないものと思われま。

- 8番（森 大輔君） 今一緒にあれですかね、税収が低い要因のことも一緒に答えられたということですね。私の調べる限り、今言われた答弁そのとおりで、別府市の1人当たり、市民1人当たりが納める税額というのは、やはり類団と比べると低いということで、その要因については、今御答弁あったようなことが考えられるということですが、私が調べると、例えばですが、コロナ前の2018年の別府市1人当たりの市民所得の平均は約233万円、これは大分県の平均市民所得約272万円よりも低いです。県内の14市中、別府市は8番目です。その後、コロナ禍の影響もあるので一概には言えませんが、現在の状況はそのときよりどうなのか心配されます。

地方創生事業が始まって約7年が過ぎました。当初から別府市の課題と考えられていた市民所得の向上、新たな就労の場の創出と就労人口の増加、本市の基幹産業である観光サービス産業の活性化など、別府の発展に向けた成果や効果が数字として見える形で実現されていくことが強く求められています。

また、人口の推移について言えば、2015年から2022年の7年間で約11万9,000人から11万3,000人に、約6,000人減少しています。別府市の人口減少の要因と課題、そして今後の対策についてどのように考えていますか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

人口減少につきましては全国的なものですが、別府市では死亡数が出生数を上回る自然減と、転出者が転入者を上回る社会減の状況となっております。自然減につきましては、死亡者数が増えるとともに出生数が年々減少しており、また社会減では、年によってばらつきはあるものの、転出超過の状況が続いております。

人口減少対策として始まった地方創生ですが、地方創生実現のために策定しました総合戦略を推進することが人口減少対策と考えており、一つ一つ着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

○8番（森 大輔君） 少子高齢化、人口減少の要因は、死亡者数が出生率を上回る状況ですが、別府市の課題は近隣の他市と比べて低い出生率です。2020年の別府市の合計特殊出生率は1.26、これは2015年の出生率1.34より低下しています。ちなみに、大分県の平均は1.55です。

一方で、人口が増加している地方自治体を見ると、共通しているのは子育て支援の充実や若者世代の移住定住支援を促進して、若い世代が住みやすい、そして子育てしやすいまちにすることで、出生率の向上や新たな若者の転入を促進していることが分かります。別府市も先進自治体のように、人口減少に歯止めをかけるには、若者世代が住みやすいまちづくりを加速していく必要があるということだと思います。

そういう意味で言えば、今後の対策として若者世代の移住定住の促進、そのために今まで以上に起業創業支援や新たな雇用の質と量の創出に取り組むことが、持続的な別府市の発展につながると信じています。その方法の一つとして、別府市の基幹産業である観光サービス産業を活性化して、雇用の創出につなげていかななくてはいけないわけですが、コロナ禍の影響も長期化する中、観光関連産業を取り巻く社会経済状況は大変厳しい状況にあると思います。別府市として、コロナ前とコロナ後の観光動態をどのように把握していますか。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

別府市観光動態の推計値でございますが、コロナ前の令和元年の観光客数は約833万人に対し、令和3年が約372万人、観光消費額につきましては令和元年が約946億500万円で、令和3年が403億円、日本人宿泊客1人当たりの観光消費額でございますけれども、令和元年が2万7,286円で、令和3年が2万6,007円となっております。

○8番（森 大輔君） 観光客数をコロナ前とコロナ後を比べると、やはり半分以下になったという数字から、コロナの影響がどれだけ別府の様々な産業や市民生活に深刻なダメージを与えているのか実感するところですが、報道にもありますが、コロナウイルスも次第に弱毒化していくことにより、社会経済活動の再開や、それに伴う観光需要の回復、外国人観光客の増加など期待される一方で、コロナ前のような社会経済情勢には戻らないかもしれないという不安を抱いている方々も少なくないと思います。

このような新たなコロナ時代において、観光立市別府の中で、市民の方々が夢や希望、そして自信が湧いてくるような、まちにしていくためには、今までと同じことを続けるだけではなくて、新たな付加価値、新たな需要の創出が必要であるというふうに考えていま

す。

そういう意味で、コロナ時代の別府観光の再生のためには、また国際観光都市別府の新たな付加価値の創出をどのように考えていますか。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

別府観光の新たな付加価値といたしましては、本市に古くからございます湯治文化を継承しながら、温泉入浴に加え、周辺の自然・歴史・文化・食などを生かし、多様なプログラムを楽しみ、医療・美容・健康をテーマにした、観光に新しい価値の付加を目指した新湯治・ウェルネスツーリズムの推進を考えております。

この取組に当たりましては、科学的根拠に基づくエビデンスを活用しながら進めることによって、別府が全国の観光地の中でも選ばれる温泉地となり、新湯治・ウェルネスツーリズムと言え別府というブランディングの確立についても目指してまいります。

○8番（森 大輔君） 前回の9月議会で提案されたブルーラグーン構想の撤回の後、改めて別府観光の新たな付加価値として提案されたのが、今言われたウェルネスツーリズムです。

しかし、一方で近年体験型観光として注目されてるのはこれ以外にもあります。例えばエコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、スポーツツーリズム、ワークツーリズム、ロングステイツーリズム、ユニバーサルツーリズムなど、様々な観光需要にこたえて、観光立市として別府市を盛り上げていかななくてはいけない中で、なぜウェルネスツーリズムなのかと、ついては少なからず疑問を抱いてる市民の方々の御意見も聞き及んでいます。

このような疑問や不安を感じる意見がある背景には、ブルーラグーン構想やウェルネスツーリズム事業を巡り、様々な課題や問題が議会で議論されているからだと思っています。私はこれまでの別府観光の発展を支えてくれたのは、観光宿泊関連をはじめとするサービス産業の関係者、福祉や建設など様々な分野で一生懸命働いていただいた市民の方々の努力のたまものだと思います。そして今もこれからも、そういった地場産業で働いていただいている、市民の方々を支えるのが議員の務めであり、別府をさらなる国際観光都市として発展していく道だとも思っています。

また、以前から、別府市の発展は国際化と人材育成にあると思っています。逆に言えば、まだまだ別府市の国際化は欠けていると思っているからですが、国際観光都市として別府が発展していくために、新たな付加価値の創出や新たな観光産業の創生を進めなくては行けません、それを実現していけるかどうかは結局は人づくり、または人材の育成にかかっていると考えてます。そういう観点から、国際観光都市別府の発展についてはまた改めて議論していきたいと思えます。

前回の市議会で、ウェルネスツーリズムを推進する拠点施設を設置運営する民間事業者を市有地に誘致する調査事業を行うことになりましたが、問題はこれからどのように進めていくかだと思います。今年廃止になった市営温泉テルマスは、水着で入れる温浴施設として、また市民の健康増進施設としてウェルネスツーリズムと同様の構想で運営された施設ですが、事業採算性の問題から廃止になりました。

今度の施設は市営ではなくて民営で行う予定のようですが、心配なのは民間事業者が営利目的で運営する観光誘客施設において、市民の健康維持や癒しにどのように還元できるのか、別府観光を支えている地場産業や既存施設との共存はできるのか、民業圧迫にならないのか、経済波及効果をどのように実現していくのか、こういった諸課題についてどのように考えますか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

新湯治・ウェルネスツーリズムを別府市全体で取り組むことにより、経済波及効果を生

み出すシステムの構築を目指していくものであります。様々な課題等も踏まえて、今後研究実践拠点の在り方の検討や、サウンディング調査などを行っていきたいと考えています。

- 8番（森 大輔君） 施設の在り方や事業者選定のやり方については、市民の方が不安や疑問を持たないように進めていただきたいと思います。

また、新たな温浴施設については、温泉等地下資源への影響にも十分に配慮していただきたいとお願いして、今後の進捗状況について注視していききたいと思います。

最後に、観光戦略事業の成果と効果について聞いていききたいと思います。

長期化するコロナ禍などにより、これまででない困難に直面している別府観光の再生のために、今後の新たな特産の創出や新たな観光産業の創生について、どのように考えていますか。

- 次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本市の主要産業である観光業は大変厳しい状況となり、これまでの課題の改善を含め、産業として大きな変革を求められていました。

このような状況の中、昨年開催されました別府観光あり方検討会議におきましては、本市が抱える課題として、観光客1人当たりの観光消費額が低く、観光業の生産性が低い、宿泊客の平均宿泊数が全国より低く、域内経済循環の向上の必要性や、農業の収益向上と担い手育成の必要性等が挙げられました。

これらの課題の解決として、ユニバーサルツーリズム、デジタル技術を活用した観光改革である観光DX、免疫力日本一宣言の実現、食と観光の4項目を柱に据えた政策提言を頂きましたので、関連する事業を推進する中で、観光産業の創生についても取り組んでまいりたいと考えております。

- 8番（森 大輔君） 今言われたのは、観光戦略事業の実績です。そして、市長がよく言われる、もうかる別府にするための手段を今言われたのだと思います。

しかし、日本一の温泉都市である別府にお越しになる観光客1人当たりの消費額が低い、観光業の生産性が低い、宿泊客の平均宿泊数が全国より低いという指摘があるように、観光戦略事業の効果としては、その辺りが数字として見える形で成果が表れていることが求められています。

一方で、観光戦略事業を始めて8年目に入りますが、公金を使った観光戦略事業の最終目的は、単に観光産業がもうかれればいいという話ではなくて、本市の基幹産業を盛り上げることで、観光で稼いで市民福祉を充実させるのが本当の目的です。今後どのようにそれを実現していきますか。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

観光振興についてお話いただきましたが、総合戦略の第1期策定以降、子ども医療の充実、あるいは学校空調の整備、新図書館、あるいは学校給食共同調理場などの子育て支援、あるいは教育環境の充実、各産業振興策など様々な政策を、地方債の増加、あるいは経常収支比率を抑制しながら実施できたのは、観光産業振興により、令和元年度の142億円という税収をはじめ、ある程度税収の確保が図れたことが大きな要因だというふうに考えております。

先ほど、類似団体との比較についてのお話も出ましたが、確かに1人当たりの税収が少ない要因、ございます。これは類似団体の類型としましては、第3次産業の比率が高いというのがそういった要因の一つでもあります。しかしながら、総合戦略の開始以降、本市の個人課税における平均所得の増加は続いており、開始前の平成26年度の1人当たりの税収を類団と比較しますと、類似団体については令和2年度までに2.1%の伸びに対しまして、本市は5.7%の伸びと上回っております。法人市民税をはじめ、その差は縮小傾向

にあり、このまま観光振興を継続しながらこの差をさらに縮めていかなければいけないというふうに考えております。

また、人口につきましては、入国制限等の影響もあり、外国人入国者の減などによりまして減少傾向にあります。一方で令和4年度に入り、直近の11月末まででございますが、877人と増加傾向にあります。引き続きこういった人口動態も把握しながら、各施策を着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） 別府市の財政状況は、予算は赤字予算、借金は過去最大、貯金は取崩しなどの状況を考えると、とても観光で稼いで福祉に回せているとはいいがたいのが現実ではないでしょうか。そういう意味で、先ほどの質問をさせていただきましたが、逆に言えばまだその辺り、観光で稼いで福祉の充実に回せているというのがまだできていない、まだ目に見える形で分かりにくいというふうに思うので、質問させていただきました。観光のまちから全ての市民が豊かに幸せに暮らせる福祉のまちへ、観光で稼いで福祉に回す取組が、これから目に見える形で実現していただきたいと思っております。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

今、赤字予算というふうなお話でしたが、全体的に、赤字予算となりますと当然基金の減少とか、そういったことが生じるところでございますが、一方で、別府市の決算を見ますと、令和3年度は貯金は最大の134億円というふうな貯金を確保しております。借金の増加につきましても指摘がございましたが、別府市の先ほどの同じように類団との比較で比較しますと、別府市の借金については高い状況ではないという状況でございます。

○8番（森 大輔君） ここまでは、コロナ時代の別府観光の再生のための新たな付加価値の創生や、観光戦略事業の成果と効果について議論をさせていただきました。また、財政状況の議論については、また次回改めて議論させていただきたいと思っております。

一方で、私が気になるのは、既存の観光資源の活用について確認したいことがあります。別府市は、由布市挾間との間に由布川峡谷という景勝地を有しています。別府市は、この由布川峡谷を別府観光の景勝地の一つとして考えていますか。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

由布川峡谷は、由布岳と鶴見岳の間を流れる由布川の景勝地であり、高さ15メートルから60メートルの峡谷が約12キロメートルにわたって続き、四十数条の滝がある峡谷でございます。

○8番（森 大輔君） 別府市は椿入り口からの由布川峡谷、これは別府市が有する観光資源の一つであることは間違いなくと思っております。

しかしながら、平成29年度に落石が起きてから、この峡谷に行くことができなくなって約5年がたちます。行かれてみれば分かると思いますが、通行禁止にしたままで現状は放置されているような状況です。コロナ時代の新たな付加価値の創出も大切ですが、この源流に近い椿入り口から見る由布川峡谷のような、すばらしい景勝地の維持・補修も大切なことだと思います。由布川峡谷の再開を望む声を聞きますが、整備についてどのように考えていますか。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

由布川峡谷への入峡には、由布市側の猿渡入り口、または別府市側の椿入り口の2か所から入ることができます。由布市側の猿渡入り口につきましては、平成27年の土砂災害により一時閉鎖となり、復旧工事により平成28年に再開しましたが、翌年の平成29年の台風により、峡谷の壁面が崩落し、再び入り口が寸断されました。その後、駐車場から峡谷までのルートを変更する再整備に着手しまして、総工事費約1億1,250万円を投じ、令和3年3月工事完了により、現在に至っております。

一方、別府市側の椿入り口につきましては、平成29年1月に階段部分で落石が確認さ

れたので閉鎖いたしました。翌年度に落石対策の検討について調査しました結果、当時でおおむね工事費が約1,400万円をかけ整備工事を講じないと、使用は困難との結果が出たところでございます。

その後、その年に復旧した由布市の猿渡側で台風の影響により壁面の崩落が再びあったため、整備については見合わせておりましたところ、新型コロナウイルスの発生により現在まで封鎖しているのが現状でございます。

復旧再開についてでございますが、この3年の間、新型コロナウイルスにより大きな影響を受けた本市の観光と経済をどう立て直していくかを現在最優先課題としておりました。由布川峡谷の落石対策には多額の工事費が必要となりますので、このまま何もしないということではございませんが、今後は事業の優先度等を考慮した判断が必要になると考えております。

なお、封鎖期間中におきましても駐車場と、駐車場にございますトイレは維持管理し、使用可能な状況でございます。

- 8番(森 大輔君) 由布市側は、約1億円かけて整備したのに対し、別府市の椿入り口は大変残念な状況が続いています。市長は以前より、観光資源を磨くと言われていたのではないですか。椿入り口は磨く以前に、維持・補修すらできていない状況です。別府市も由布川峡谷の再開に向けて、整備を考えていただきたいとお願いします。

次に、若者から先輩世代までともに暮らしやすいまちづくりについて聞いていきたいと思っております。

先日、厚生環境教育委員会で、溝部学園の学生さんや先生方と活発な意見交換をした後、亀川のアンのん食堂に行ってきました。このとき、私は初めて子ども食堂に行きましたが、そこでは子どもたちが夜の6時頃から集まり、御飯を食べて、御飯を食べ終わるとその後紙芝居を見たり、子ども同士で遊んだり、中高生は宿題や勉強をして過ごされていました。夜の9時ぐらいまで親御さんたちが迎えに来るまで、地域のボランティアの方々も子どもたちの食事や遊び、そして勉強のお世話もされていました。

こういった活動は地域の有志の方々の善意で行われているようですが、別府市として子ども食堂をどのように認識していますか。

- 市民福祉部次長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

子ども食堂に関する法的な定義は特にございませんが、平成30年6月28日付厚生労働省の通知では、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂、子どもに限らずその他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます、としております。

加えて、家でも学校でもなく、地域にみんなが気軽に集まって団らんしながらお腹を満たしたり相談し合えたり談笑できたりする、子ども自身が居場所と思えるような子どもの居場所の一つであると考えています。

- 8番(森 大輔君) 私は基本的に、子どもの居場所は家族、家庭だと思っています。一方で、子ども食堂は子どものよりどころだと思っています。このように、よりどころが必要な子どもたちが増えている社会的な要因をどのように考えていますか。

- 市民福祉部次長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

全国的に子ども食堂がオープンする背景として、子どもの欠食、共働きや離婚、未婚などによる独り親家庭の増加傾向、核家族を中心とした1人きりで食べる孤食などの問題、経済的な理由から満足に食事が取れなかったり、お菓子などで済ませてしまう、また親が仕事で忙しい、あるいははたらかしであるなど、子どもの食育、栄養バランスの不十分さ、また子どもの貧困問題の深刻化など、様々な要因が複合的に折り重なって、地域の中にある居場所としての子ども食堂に注目が集まり、子ども食堂が増えていると考えていま

す。

- 8番（森 大輔君） そのようなよりどころが必要な子どもたちが増えている要因に、核家族や共働き家庭、独り親家庭の環境下の子どもたちが増えてきたことによる社会的・経済的な様々な理由が考えられるということですが、市内の共働き家庭や独り親家庭の推移について、別府市はどのように把握していますか。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

時代の経過とともに、多様な価値観、多様な社会に伴う多様な働き方、多様な家族の在り方が存在しているものと承知しております。別府市内の共働きや独り親家庭の数については把握しておりませんが、例えば児童扶養手当の受給者数は増加傾向にあることから、独り親家庭については増加しているものというふうと考えられます。

また、総務省統計局の労働力調査、特別調査によると、全国の共働き世帯はこの40年間で倍増しております。

- 8番（森 大輔君） 様々な家庭環境や仕事環境、経済的な理由などの背景により、賛否はあるかもしれませんが、子どもを少し見てほしいという潜在的な需要が今後も増加していくことが推測、予想されます。多様な価値観や生き方・働き方に伴い、多様な家族の在り方や子育てのやり方がある中で、若者世代が子育てしやすい環境づくりや支援の在り方・充実について、今後どのように進めていきますか。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

別府市子ども子育て支援事業計画に基づき、湯けむりとぬくもりのなかで子育てしやすいと実感できるまちを基本理念に掲げ、子どもたちの幸せを第一に考え、地域全体で支え合い、見守り、切れ目のない支援を進めるため、各施策を推進しております。子どもとその家庭及び妊産婦の困りや気がかりなことなどに寄り添い、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、必要な情報提供や支援を行っているところでございます。

今後につきましては、こども部の新設により、子育て世帯に寄り添った施策の推進に努めてまいります。

- 8番（森 大輔君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思えますし、また、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくには、親へのサポートを充実してゆとりを持ってもらうことも必要だと思っています。逆に、親にゆとりがなければ結果的にネグレクトやDVにつながるようなケースもあるのではないのでしょうか。これから別府市としてこども部を新設するということですので、子どもたちのために親へのサポート体制の充実をして、別府で子育てしやすいと思っただけのように取組を加速していただきたいことを期待して、終わります。

次に、先輩世代が暮らしやすいまちづくりについて、特に移動支援について聞いてきたいと思いますが、これまでも議論をしてきたテーマですが、市内にはまだ公共交通を利用するのに不便な地域も多く点在している状況を考えると、まだ交通弱者と呼ばれる問題の解決には至っていないのが現状だと思います。

今回は、これまでのおでかけ支援事業の実績と今後について質問したいと思います。実績については、コロナ禍の影響があるのだと思いますが、利用実績が減っているように聞いております。具体的な数字を申し上げますと、約4,800人から約2,700人に減少しているということを知っておりますが、今後、利用者の利便性の向上を考えた運用の在り方に改善していく余地もあるのではないかと思います。コロナ時代の新たな移動支援の在り方について、どのように考えますか。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

高齢者の移動支援といたしまして、2つの事業がございます。高齢者の移動手段確保のため、バス回数券購入費用を半額助成しますひとまもり・おでかけ支援事業と、物価高騰

の影響を受けています高齢者の方々を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました交通系ＩＣカード配付事業がございます。交通系ＩＣカードは、高齢者がお出かけの際の公共交通機関の運賃やコンビニ等での買い物に御利用いただくことで、お出かけの際の利便性の向上につながればと考えております。

また、交通系ＩＣカードは非接触型の決済方法になります。現金に比べますと人の手などへの接触がないことから、キャッシュレス決済は新型コロナウイルスなどの感染症防止対策への有効な手段として拡大しており、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に向けました高齢者の移動手段に資するものでありますので、この２つの事業により、高齢者の移動を促進してまいりたいと考えております。

- 8 番（森 大輔君）引き続き移動支援については注目していきたいと思っておりますので、取組を加速していただきたいと、そのようにお願いしておきます。

次に、道路整備や都市計画について聞いていきます。

具体的に気になる都市計画道路は２つあります。一つは富士見通南立石線について、そしてもう一つは南立石亀川線について聞いていきたいと思います。

初めに富士見通南立石線ですが、これについては御案内のとおり、この道路は富士見通りを上って堀田交差点で九州横断道路とをつなぐ道路になっております。この道路は今年度中、来年の３月までに完成予定だと理解しておりますが、完成予定に変更はありませんか。

- 都市整備課長（山田栄治君）お答えいたします。

今、議員言われた道路事業につきましては県が行っておりますけれども、今年度中に完成するというのを伺っております。

- 8 番（森 大輔君）この道路については、1994年に工事が着工してから今年で約30年、ようやく完成の見通しが見えてきた背景には、関係者のこれまでの御尽力と御努力、そして多くの御苦勞があったこととお察しすると同時に、心から感謝を申し上げます。来年の3月の完成を楽しみにしておりますが、この新たな道路の完成は必ず別府市の発展と別府観光の振興、そして高速道路から別府に訪れる観光客の方々の利便性の向上につながるものと信じています。

しかし一方で、南立石地域の住民にとっては、この新たな道路は日常の生活道路としてまだまだ使いづらい点多々あるように聞いています。別府市として、この新たな道路の状況についてどのように把握してますか。

- 都市整備課長（山田栄治君）お答えいたします。

県道と市道との交差点部などにおいて、これまでと事情が変わったことにより、市道から県道へ出る箇所が分かりづらかったり、観光客の方などが道を間違ってしまうといったことがあるということをお聞きしております。工事中における分かりやすい案内板の設置をお願いしており、完了後におきましても混乱が生じないような案内表示等について、県とも協議を行っているところでございます。

- 8 番（森 大輔君）今後もこの道路に関して、例えば信号機の設置、横断歩道、街灯、ガードレール、バリアフリー対応など、地域住民が新たな道路を生活道路として使う上で必要なインフラを整備要望していくことは、今後も随時出てくると思います。そのときはぜひ別府市としても、県道なので知りませんとはせず、市民の声を県に届ける窓口として、市には引き続き住民と県のつなぎ役としての対応をしていただきたい、お願いをしたいと思っておりますがいかがですか。

- 都市整備課長（山田栄治君）お答えいたします。

各種要望などがあつた際は、県への伝達や県との協議などを行っていくといった対応をしていきたいと考えております。

○8番（森 大輔君）引き続き、対応をお願いしたいと思います。

次に南立石亀川線について聞きます。この都市計画道路は、南立石公園辺りを起点に、鉄輪線、野田地区を通り、亀川の新川踏切を立体交差で超えて、最終的に国道10号につながることで、南立石から亀川、そして国道10号にダイレクトにアクセスできるようにする道路ネットワークを形成する計画と聞いています。この南立石亀川線はいつ頃計画され、そしてこれまでの経緯はどのようにになっているのか、教えていただきたいと思います。

○都市計画課長（籠田真一郎君）お答えいたします。

当初の決定は戦後の昭和27年にされており、昭和38年の変更により、おおむね現在の計画となっております。その後、亀川の終点付近につきましては昭和47年の国道10号のバイパス計画により、現在の立体交差の形式に変更されています。

○8番（森 大輔君）当初の計画は昭和27年ということですが、昭和47年の国道10号の亀川バイパス計画に従って、亀川新川踏切を立体交差で超えて国道10号につながる道路計画になったということですが、亀川の新川交差点は複雑で変則的な五差路で、信号と踏切が近く、不便なことが多々あります。

また、病院も近く、救急車両や災害の際の緊急車両の通行などの支障になることなど、これまでも道路線形の在り方については議論されてきた経緯があると思います。

この都市計画道路が実現すれば、亀川から国道10号にアクセスしやすくなると同時に、信号と踏切の渋滞問題の解決にもつながるのかなと思ったりもするところはあるのですが、この南立石亀川線の整備予定についてはどのように把握していますか。

○都市計画課長（籠田真一郎君）お答えいたします。

この都市計画道路は県道でありますので、県のほうに確認したところ、亀川の終点付近につきましては、現在のところ事業化は未定ということであります。

○8番（森 大輔君）先ほども確認しましたが、この道路は昭和47年に計画ができてから約50年がたつ計画になります。事業化についてはいまだに未定ということですが、今後の整備についてするのかわからないのか、そういった点について県に確認していただきたいと思いますが、いかがですか。

○都市計画課長（籠田真一郎君）お答えいたします。

現時点では、他の路線との優先度の関係から事業化については決まっておらず、構造的な課題もあるということですが、都市計画決定されてる路線でありますので、県としても将来的には課題の整理を進めていくということをお伺っております。

○8番（森 大輔君）今後の進捗状況に注意をしていきたいと思います。

次に、ポケットパークの利用について聞いていきたいと思います。

市内に整備されたポケットパークですが、このポケットパークの説明をまず伺います。

○都市整備課長（山田栄治君）お答えいたします。

ポケットパークには明確な定義づけがありませんが、一般的には市街地の空地や建物前の小スペースを利用して設けられ、緑やベンチなど何らかの利用機能を持ち、道路と接した公開利用可能な小広場空間などとされており。

○8番（森 大輔君）では、そのようなポケットパークですが、市内に整備されたポケットパークはどのように把握していますか。

○都市整備課長（山田栄治君）お答えいたします。

まず、鉄輪地区のまちづくり交付金事業により整備したポケットパークが、湯けむり通りやいでゆ坂、鉄輪むし湯前などにあり、これらはそれぞれ散策をする方などが休憩をしたり、イベントの際は道路と一体的な利用も可能となるような整備をしております。

また、亀川地区都市再生整備事業では、亀陽泉横にポケットパークを整備しており、ベンチを設置し、湯上りなどに休むことができるようになっております。

また、お祭りなどを行う際は、道路と一体的な利用ができるような造りとなっております。

そのほか、永石温泉には湯上り空間を設けており、これは建物周りの小スペースを活用したポケットパークとなります。

- 8番（森 大輔君） 今言われたように、地域のにぎわいの創出として整備された一つが亀陽泉の一带整備事業ですが、亀陽泉の隣にこのポケットパークがあります。

しかしながら、このポケットパークの利活用を、利用実績を行政としてどのように把握していますか。私の聞く限り、このポケットパークのスペースの利活用が十分できていないので、ここを活用して、例えば障がい者や高齢者専用の駐車場の拡充などできないかという地元の方々の声を聞きますが、市としてどのように考えますか。

- 都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

亀陽泉横のポケットパークにつきましては、先ほど言いました亀川地区の都市再生整備事業で国の交付金を活用し、整備したものであり、駐車場への用途変更は難しいものと考えております。

- 8番（森 大輔君） 国からの交付金事業として整備した経緯から、このスペースの用途変更は難しいということですが、これまでこのスペースを活用した地域のにぎわい創出のイベントや利用実績がなく、現状としてデッドスペースになっていることから、このような質問をさせていただきました。

今後はこのスペース、用途変更は厳しいということなので、そうであればこのスペースの利活用の推進に努めていただきたいと、そのようにお願いするところですが、別府市は障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちを目指して、ともに生きる条例を全国でも先駆的に制定しました。そういう意味では、そういった視点から、都市計画や道路行政を進めていただきたいとお願いをして、次の質問に進みたいと思います。

最後に空き家対策について、別府市の対応と考えを聞いていきたいと思います。

空き家問題については、全国の様々な自治体において、少子高齢化や人口減少が進む中、深刻な社会問題になっています。これは全国だけの問題ではなくて、別府市においても、また市議会においても多々議論されてきた問題ですが、別府市の空き家の現状、件数、どのように把握していますか。

- 都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

現在把握しております空き家の総数としまして2,584件、そのうち老朽空き家については1,037件となっております。

また本年度、別府市空家等対策計画の見直しを行うに当たり、市内の空き家実態調査を実施しております。速報値といたしまして、3,000件程度確認ができております。

- 8番（森 大輔君） 別府市内の空き家は約3,000件程度を把握されているということですが、空き家という定義を調べてみますと、1年以上誰も住んでいない状態、1年以上何も使われていない状態を空き家とすると、国土交通省が定義しています。

そのような空き家の中でも、特に倒壊など危険となるおそれのある空き家は特定空家とされて、特定空家に対しては国が定めた空家対策特別措置法に従って、所有者が不在な場合には建物を行政が解体したり、所有者が分かる場合には管理を促す勧告をしたり、そういった対応ができるようになりました。そういった倒壊などの危険がある特定空家に認定された件数は、市内では56件と聞いています。このような特定空家に対しては、行政として対応が、解決につながったケースもあるようですが、一方で、倒壊などの危険がある特定空家と認定されるまでには至らなくても、一定期間放置されている空き家を巡り、例えば草木が伸びていたり、道路や近隣の家にはみ出ていたり、虫が湧いていたり異臭がしたりして、市内様々な場所で地域の住民の方々が困っていたりトラブルに発展したり、空

き家の問題は大きな社会問題になっています。

こういった空き家を少しでも減らすべく、別府市としては空き家バンクを創設したり、空き家バンクを通して空き家をリフォームしたい場合には補助金を活用できる、空き家の利活用補助金事業などがあったりもします。

そういった空き家の利活用を進めていくことで空き家を減らすという方法と、もう一つは、空き家を解体して更地にして土地を売ることを促進する方法も考えられると思います。その場合、考えられる課題として、空き家の解体費用や更地にした後に土地にかかる固定資産税の住宅用地特例がなくなることで税金が高くなる、そのことで解体に対するハードルが高くなり、空き家問題がなかなか解決しないケースも多々あると聞いています。

空き家の解体工事の補助金事業については、一部創設されている一方で、固定資産税の減免については実施のめどは立っていないというふうに思いますが、仮に空き家を除却・解体した土地を売却したり、新たな建物を新築するまでの一定期間、固定資産税の減免や住宅用地特例の据置きができれば、空き家の除却や解体の促進だけでなく、空き家の減少につながって、空き家に対する様々な問題の解決の一つの方法になればいいなど、そのように考えていますが、空き家対策として固定資産税の住宅用地特例の据置きや減免制度の創設に取り組む考えはありませんか。

○資産税課長（野田哲也君） お答えいたします。

大分県外の一部の自治体では、空き家について除却後の固定資産税の減免を行っている例もございます。

しかしながら、制度導入に当たっては税負担の公平性の問題、税収入の減少、減免した税額の75%の地方交付税の減少等もありますので、減免を実施している自治体の実情も踏まえますと、制度導入については困難と考えております。

○8番（森 大輔君） つまり別府市は行わないという答弁ですが、行政運営としてはそれでいいかもしれません。しかし、私は市民目線で考えると、していただきたいと思っています。空き家等を除却・解体した土地の固定資産税の減免や、住宅用地特例の据置き制度については、全国の自治体でも先ほど言われたように先駆的に行われているところがあります。

また、別府市議会でも複数の議員から提案されてきたと思いますが、実証実験でもいいので一度進めていただきたいと要望をしているところです。今議会でも倒壊のおそれのある空き家、特定空家の除却、略式代執行を行う議案も提案されましたが、このような対応ができてるのは市内3,000近くある空き家の中で数件です。多くの住民が悩んでいる空き家のほとんどは、特定空家に認定されず、長期間放置されている空き家をめぐる問題です。

こういった大部分を占める空き家に対して、市民の方々が行政に求めている対応や要望に十分にこたえられていない状況について、今後どのように空き家問題の解決に取り組んでいきますか。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

空き家の適切な管理など、空き家の所有者や管理者の責務となっております。行政といたしまして、管理不全の空き家については定期的に適切な維持管理のお知らせ、お願いを行い、さらには管理責任についても周知しております。ただしながら、すぐに改善されていないような状況でございます。

現在見直しを行っております空家等対策計画の中で、行政といたしまして適正な管理を促進するための援助や、利活用など空き家対策の具体的な取組を関係課と協議・検討しております。これからもより地域の活性化につながるよう、空き家対策を進めていきたいと考えております。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（市原隆生君） 再開いたします。

○23 番（泉 武弘君） 国連のこの高齢者に対する定義の中で、人口に占める 65 歳以上の高齢者が 7%を占めた段階で高齢化社会と呼んでいるようです。14%を超えますと、高齢社会、こういうふうに定義づけられているようです。21%を超えると超高齢社会、このように表現をされていますが、別府市は既に 33%ですから、超超高齢社会、このように申し上げてもいいと思います。

そこで今議会では、深く掘り下げた議論を個別具体的に行いますが、その前提となる数字をまず最初に明らかにしてから質問に入りたいと思います。別府市の人口は 11 万 2,635 人、65 歳以上の人口は 3 万 9,179 人、75 歳以上、後期高齢者人口は 2 万 1,770 人となっています。

そこで、この高齢者を取り巻く環境、これが現代でも大変厳しい環境になっていますけれども、俗に言うこの 2025 年問題、このことは新聞等で大きく取り上げられています。これは昭和 22 年から 24 年までの 3 か年に、各年次ごとに 270 万人ずつ増えた、いわゆる団塊の世代、第 1 次ベビーブーム、この団塊の世代 800 万人が一気に後期高齢者になります。この後期高齢者になることによって、さらに高齢者比率は上がっていきますよと、こういうふうに言っています。

今、日本の高齢化率が約 29%となっています。これから先、ますますこの中で比率が高まっていくのですが、高齢者人口は逆に減少していきます。ところが、後期高齢者人口は増えていくというのが、日本の特徴になっています。

そこで、大変重要なデータを共有した上で議論に入りますが、厚生労働省のデータでは、令和 4 年 9 月時点で我が国の 65 歳以上の高齢者は何と 3,627 万人、総人口に対する比率が 29.1%です。そのうち、100 歳以上の人口がもう 9 万人を超えている。これが現代の日本の置かれている高齢者の実態です。平均年齢を見ますと、男性が 81.47 歳、女性が 87.57 歳、平均寿命の格差は女性のほうは 6 歳長く生きる、したがっておひとり暮らしになる確率は女性のほうが圧倒的に多いのですよ、このことが平均年齢からも見て取れます。もう、今私が申し上げた実際の数字、これだけを見ても、今までの高齢者に対する施策がもう今までどおりで対応できるとは言えないのですね。私も今回、このいろんな人口構成、それから平均年齢等を見ましたけれども、やがて我が国の女性の平均年齢が 97 歳まで伸びる、こういうふうな推計が立っています。

そこで、こういう長生き社会の中で一番今何が問題になっているのか、それは認知症です。この認知症患者数を見ていきますと、平成 24 年には 460 万人です。これは高齢者人口の 15%になっています。それから令和 7 年の見込みで行きますと、何と 270 万人増加して 730 万人に認知症患者が増える。これは厚労省等が出している推計です。この数字から見ていきますと、国が言っているように、認知症は国民病、国家的課題、こういうことがもう端的に言えると思っています。

さて、ここから議論を掘り下げます。別府市の認知症患者の数字を拾いました。平成 27 年度に 4,064 人いた認知症患者が、令和 3 年度実績では 5,532 人と、平成 27 年度から令和 3 年度までに 1,468 人増加しています。令和 7 年度の認知症の推計が 7,353 人となっていますので、平成 27 年度対比で行きますと、何と 3,289 人認知症患者が増えるという推計に立ちます。この近年、令和 3 年度実績と 7 年度推計見込みで行きますと、1,821 人認知症患者が増えるという見込みというふうに理解していいのか、まず答弁してください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

要介護認定における認知症高齢者の数につきまして、平成 27 年度末時点で 4,064 人で、

令和3年度末時点では5,532人でございます。6年間で1,468人増加しております。その推移で見込みますと、ここ近年の推移で行きますと、令和7年には6,200人程度になると考えております。

○23番(泉 武弘君) 私が確認したのは、私が今説明した数字でいいのですかって確認しています。

○介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

当初、議員説明しました数値については間違いございません。

○23番(泉 武弘君) 一方、孤独死ですね、孤独死というのは誰にも認められず亡くなって2日以上たっている、これは事故死等は含みません。また、殺人等も含みません。家庭内、賃貸とか居住とかありますけども、そういうものを総数しますと、ニッセイ基礎研究所の調査資料では、年間2万7,000人の孤独死というふうな推計が立っています。これで行きますと、市長ね、大変もう我々の時代、信じられないのですが、家庭内で同居家族がいながら孤独死というのが近年物すごく増えているのです。なぜこういう社会になったんだろうという、不安と疑問とが交錯しているのですね。

そこで見ていきますと、孤独死はこの15年間で約2倍になっています。これは一つは、家庭内の問題であるとともに地域の問題でもあるのです。地域コミュニティが崩壊しているというふうに言われますけれども、こういう地域が支え合うという土壌が薄らいでいった、このことによってこういう数字が出ているのかなと思うのですが、別府市ではじゃあどうかというのを見ていきます。令和3年度実績で、孤独死と家庭内孤独死は183名というふうな報告を受けています。

そこで、先ほど私、認知症の問題について触れましたが、認知症の疑いのある高齢者の行方不明が何と年間に1万7,636名、実はあるのです。そのうちに、何と悲しいことですが450名程度が亡くなっている、高齢者の認知症とか認知症の疑いある方で、行方不明になって帰ってこれなくて死亡が確認されたというのが450名程度あるのですね。これも、現代社会のもたらす悲しい影かなという気がしないでもありません。

そこで、別府市では令和3年度の高齢者の行方不明が34人となっています。独り暮らしの高齢者を令和2年度で見ていきますと、6,273人というふうな報告を受けていますが、この数字に間違いありませんか、答弁してください。

○高齢者福祉課長(入田純子君) お答えいたします。

間違いございません。

○23番(泉 武弘君) そこで、今日の一番主要なテーマであります認知症に対する問題です。認知症の増加、これは介護を必要とする介護人材との関係が極めて密接です。そこで、認知症や独り暮らし、寝たきり、孤独、孤立している人、こういうものについて介護を必要とする人は年々増えていっています。ところが震撼とさせられるのは、介護に携わる人材不足は続いていっているという現実です。そしてこの介護に携わる人材不足は、これまでも大きく不足してきましたけれども、これから先さらに不足するというふうな見込みが出ています。大分県が発表しています、介護に携わる人たちのいわゆる不足数は、大分県で1,200名というふうに県は発表していますが、別府市ではどの程度介護人材、介護に携わる人たちの不足数を見込んでいますか。

○介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

国が今期であります第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数から換算しますと、別府市規模ですと2025年には約130人、さらに必要になると見込まれます。

○23番(泉 武弘君) あのね、これは市長、副市長も、行政に携わる人みんな聞いてほしいのですが、介護を必要とする人たちはどんどん増えている、ところが介護に携わる人たちの確保はできてないということなのですね。これは東京商工リサーチの調査でも、

2020年対比で、2022年見込みは、過去最高の介護事業の企業倒産件数は増えるだろうと。もう既に1月から、ごめんなさい、上半期の倒産件数が58件を超えているのです。20年は118件ですから、もうはるかに超えようとしてる。これが今の現状なのです。

そこで、私が一番今危惧してるのは、別府市のみならず、国においても県においても、介護を必要としながら、介護に携わる人たちの不足で介護を受けられない時代がもうそこまで来ているというように私は理解していますけれども、市の認識を教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

年々介護ニーズについては高まりを出しておりますので、それに伴う介護従事者のニーズも高まっていくものと思われます。

○23番（泉 武弘君） いやいや、今日私が言ったのは、個別具体的に議論しますよと、こういったのです。私が今申し上げたのは、介護需要は増えていくけれども介護に携わる人たちが確保できないのですよ、大分県では1,200人が不足するのですよ。課長、どうですか、別府市はって、130名でしょう。今でも、介護に携わる人たちが確保できなくて、東京商工リサーチが調査しているのを見ますとね、こうなっている。倒産件数の中で一番多いのが訪問介護事業です、次いでデイサービス、いわゆる通所、短期入所等ですね。次いで有料老人ホーム、こういうふうになっていると。それでは、なぜこの福祉事業、介護事業がこれだけ倒産件数が伸びているか、それは、コロナの影響でこの事業の利用者数が減少した、そのほかに大きな問題は過剰投資、施設間競争、それにも増して一番問題になっているのは介護人材の確保ができなかった、こういうことなのです。

私、今ね、課長、お伺いしたのは、泉武弘は、このように介護を必要とする人が増えていく中で、介護に携わる人たちが確保できない、これは介護を求めても、介護を受けられないというふうな時代が来るというふうに考えているけれども、市の認識はどうですかって聞いているのです。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

これからの問題につきましては、議員が考える問題が出てくるのではないかと考えております。

○23番（泉 武弘君） 今回の質問までに、介護事業に携わっている方々の意見も聴取しました。一番先に問題になるのが、とにかく働いてくれる人がいないのだということなのです。この介護事業に働いてくれる人がいないのですよと、1点目ですね。それから2点目には、介護に携わっている人の4人に1人が65歳以上という、介護の世界でも高齢化が進んでいるということなのです。これから先ね、これから先ですよ、今課長は130名が不足するのですよって言いました。2025年、団塊の世代が一気に高齢者になりますよ、後期高齢者になりますけれども、そこに来てる、2年後にそこに来てる。一気に介護需要が増える中で、今でさえ不足しているのに、介護人材をどう確保しようとしているのか、具体策を教えてください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護人材不足につきましては、全国的な問題であることと喫緊の課題であるとは考えております。どのアンケート調査においても、給与面について低いとの意見が多く、やはり今後介護職員を増やしていくためには、国が進めております処遇改善をさらに一層取り組むといった、国の抜本的改革が肝要だと考えております。

本市におきましては、これまで介護従事者における離職防止の研修や、介護職に興味を持っていただくよう、中学校へ講師を派遣して授業を行ってまいりました。本年度はこれに加え、介護人材確保支援金をスタートさせ、月額1万円を5年間継続して支援するという、県内でも例のない取組を始めており、市内で働く介護従事者の就労定着を図ってまいりたいと考えております。

人材確保につきましては、大変解決が難しい案件でございますので、今後県の社会福祉協議会との情報共有や大分の介護労働安定センターとも連携しながら、県内市町村で介護人材確保の施策を協議し、情報を共有してまいりたいと考えております。

○23番（泉 武弘君） そういう議論のときはもう過ぎたのです。そういう議論のときは過ぎた。なぜかっていうと、もう2年後に、団塊の世代が75歳、後期高齢者になるのですよ、その中で別府市でも130名の介護人材確保しなければいけないのですよって言うている。具体的に来年度以降、どういう数字で介護に携わる人たちの確保をしようとしているのか、具体策を示してください。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

繰り返しの答弁となりますけれども、介護人材不足につきましては抜本的な改革は国の制度改正が必須だと思います。内容につきましては、国も議論をしているというふう聞いておりますので、やはり処遇改善につきましてまず第一優先に変えるべきだと考えております。

それに伴い、本市としましても介護人材確保支援金をスタートさせておりますし、外国人材につきましても協議を始めておりますので、今後につきましても協議を重ねながら解決を図ってまいりたいと考えております。

○23番（泉 武弘君） それでは間に合わないでしょう。先ほど言ったでしょう、2025年問題が起きます、あと2年ですよ、それから3年間、約800万人の人が後期高齢者になるのですよというのが数字で表れているわけ、別府市の人口構成から見てもそうなっている。そうしたら、あと2年後に必要とされる130名の介護人材はこういう具体策で、来年には何名、再来年には何名、その後には年次ごとにこういうふうな介護に携わる人たちの確保見通しがあるのですよ、というのが今の議論ではないのですか。国の制度改定等が重要だけど、国が制度改定しなかったらこのままで放置するのですか。このことについて、私は過ぐる議会でも言ったでしょう、介護人材不足が生じるのですよ、今でも議論のときは過ぎたらもうどうするか、うちのお父さんがどうも認知症になった、寝たきりになった、家族だけでは介護できない、介護を頼もうと思っても、そこに介護してくれる人がいないのでしょう。それを具体的にどうするのですかっていうことを聞いているの、課長。

田辺部長、どうですか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

先ほど課長が申し上げておりますが、介護職員の不足については喫緊の課題だと認識しておりますが、国の制度の変更等を見た上で、別府市として最大限できることを図っていききたいと思います。

○23番（泉 武弘君） その前に、別府市独自でやれる方法はあるのではないのですか、部長。例えば先ほど言いました東京商工リサーチの倒産内容を分析して、介護事業者と協議会を立ち上げ、例えば、市長ね、私はこういうことも、もうここまで来たらここまで踏み込まなきゃいけないというのがね、倒産内容、確かに過剰投資だとかで資金繰りがずさんだとかいろいろあるようです。だけれども、一生懸命事業経営をしている人たちについて、制度融資とか、人材育成の費用を負担するとか、そういう別府市独自のものを作っていかなければ、私は効果が出てこないのではないかというふうには感じがするのです。市長はどうですか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

議員のおっしゃること、よく私も理解をしているつもりですし、できることはしっかり別府市としてやっていくと。今、議員言われた御提案も、倒産をしたところ、倒れたところだけではなくて、やはり確保をうまくできているところもあるので、そういったところがどういう確保の仕方をしているのか、国の抜本的な改革が必要で処遇改善っていうのが

一番だと思います。ですが、市としてもいろいろと情報収集をさせていただいて、市としてどういう責任が負えるのかということは、今後は当然になりますけれど研究していく必要があるというふうに思っております。

- 23番（泉 武弘君）今の市長答弁を基軸にして、対策を組み上げてほしいと思うのです。今までのね、いわゆる介護事業者だけの問題ではなくて、介護事業者が倒産するというのは市の問題でもある。というのは、介護を提供できないわけですから。

市長ね、今答弁いただいたの、僕は高く評価します。これをね、やっぱり市長、もう思い切って、介護事業者と十分膝を突き合わせて、胸襟を開いて、今つなぎ資金が必要なんです、制度融資が必要なんです、人材育成が必要なんですということをも早急に積み上げた上で、別府市として取れる対策を取らないと、本当に介護難民の時代になってきます。大変危惧しています。今、市長が答弁したことを市の事務方に早速指示していただいて、年内でも介護事業者と連絡をして協議会を立ち上げて、抜本的な対策してほしい、こう願っております。

そこで、市長、こういうことは不可能なんでしょうかね。まず最初に確認します。市営住宅の総管理戸数に対して、現在空き室は何室ありますか。

- 施設整備課長（若杉圭介君）お答えいたします。

市営住宅の空き室の状況につきましては、防犯等市営住宅の管理運営に関する情報でありますので、市営住宅の管理運営に関する事業の性質上、情報を差し控えさせていただきます。

- 23番（泉 武弘君）何をばかな答弁しているの。これまで予算決算特別委員会で管理コストに対して空き室どのくらいかっていう議論の中で、出てきているのではないの。何が総戸数二千何百に対して、空き室がこのくらいですというのが管理上の問題があるの。どうしてそういう答弁しかできないの。

市長ね、私がなぜこのことを聞いたかといいますと、今から介護従事者を確保する手段として、国内で確保は難しいと、こう言わざるを得ないのですね。そうしたときに、外国人の技能実習生を招き入れる、このことが大きな施策の柱になってくると思うのです。そうしたときにどういう問題が生じるかっていいますと、都市間競争、まず大分県内の市町村で都市間競争が起きます。また、大分県と宮崎県、熊本県、福岡県、そういう都市間競争も生まれます。そしてさらには施設間競争が生まれます。なぜかっていいますと、介護人材を持っているところに介護を必要とする人が行くのは当たり前のことなですね。そういうときに市長ね、市営住宅の空き室がかなりあります。そういうものを、この技能実習生を招き入れる一つの具体論として、県と協議して、県が音頭を取ることによって、技能実習生を受け入れる一つの方策として検討していただけないだろうかというのを、実は私思っているのですけれども、市長の見解を聞かせてください。

- 施設整備課長（若杉圭介君）お答えいたします。

外国人技能実習生に関したことはございませんけれども、一般的な外国人といたしましてお答えをさせていただきます。

外国人の市営住宅の入居につきましては、永住許可を受けた方や中長期在留者の方については、日本人と同様に入居資格を認める取扱いとなっております。しかし、高齢者等の居住の安定を図る必要のある方以外の方につきましては、同居親族のあることを入居要件としております。

- 23番（泉 武弘君）今のは上部官庁に対してそのような方向づけとかいうのは、聞いた上での答弁ですか。

- 施設整備課長（若杉圭介君）公営住宅の目的に照らし合わせた回答でございます。

- 23番（泉 武弘君）市長ね、行政実例から見ていて、そういうことが問題があるという

のは、私は理解できないのではないのですね。それを超えるのが政治的判断だと思うのです。例えば、市長が大分県の市長会ですね、全国市長会、こういうところで問題提起をして、外国人技能実習生を受け入れる一つ的手段として、空いた公営住宅を提供できないかということ、やっぱり提案する時期に来ているのではないだろうかという気がしてならない。それは、こういう表現はどうかと思います、なりふり構わず介護人材を確保しなければ、本当に介護難民の時代が訪れます。私は本当に深刻にこの問題を考えているのですよ。

市長、どうでしょうね、これは唐突的で申し訳ないかもしれませんが、私は市長会とか、そういうときにこの問題を提案してもらって、市長会、また県に対して提案してもらって、もう一步踏み込んで進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、市長はどう考えますか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

技能実習生の住居の確保等においては、基本的には恐らく雇い主であったり、関係する機関が準備をするということが原則だと思います。議員の御提案は、その中で市としてしっかりやるべきことを果たしてできることをやってもらえたらいいのではないかって、こういう御主旨だと思います。

御提案のありました件については、基本的にはこれから外国人実習生はじめ、外からの労働力、外国人労働力を生かしていくという以外になかなか方法はないのではないかとこのところもあると思います。これは介護だけではないと思いますので、今御提案ありましたが、市長会に出す提案を以前に政務調査会、それぞれの市の実態を聞く機会がありますので、そういったところで今の現状と今後の方向性等について、しっかり意見聴取をまずは始めていきたいというように思います。

○23番（泉 武弘君） 空いた公営住宅を活用するという、2つの利点があるのです。一つは家賃収入を確保できるというのがあります。それとこういう公共材を提供することによって、外国人技能実習生を受け入れやすいという利点が生まれてきます。これ市長、もうぜひとも早急にやってほしいのですね。というのは、なぜかっていうのは、こういう理由なのです。ここに実際に、別府市にフィリピンの方が介護のスタッフとして来ています。この人の支給総額になると16万5,000円になるのですね、16万5,000円。そのうち家賃が占める比率が2万5,000円なのです。そして本国に送金してるのが5万円なのです。そうやっていきますと、今外国人技能実習生が、日本から台湾にシフトをしようとしてる。これ、NHK特集でありましたね。もういわゆる円高や円安で、実収入が減っている。だから台湾に行こうということ、現にこう言っています。

それともう一つは、日本は技能実習生に対する虐待、これはベトナムの技能実習生が建設現場で殴られてる動画がありました。本当に日本人として恥ずかしい思いです。それから、昨日もあったのは、縫製工場に携わっている人たちの時間外手当が1,200万円未払いになっている。こんな、日本人として恥ずかしい思いはありません。

そこで市長ね、さっき言ったように、やっぱり本国から日本に技能実習生として来るときに、多くの方が支度金を借り入れているようなのです。その中で、収入、給料の中から母国に送るという額が減っていくと、どうしても技能実習生の確保が難しくなるのです。そこらの問題がありますので、市長ね、これだけぜひとも思い切って、別府方式というようなことでも結構ですから、ぜひともやってほしい。

そうしないと、私は年齢の割にはすこぶる元気なおじさんかもしれません。4月からつい先日まで、市内を8万5,000軒歩きました。全部自分で歩いたのです。その中で高齢者の置かれている状況、これを見ると、本当に危惧せざるを得ません。それはなぜか、阪神淡路大震災の後に仮設住宅に皆さん入りましたね。仮設住宅に入った3年後に、健康を害し認知症患者が一気に増えたのです。今回、コロナで自宅外に出ることを抑制されてい

る、子どもたちも抑制されている、外に出てコロナうつたらどうするのと、こう言われているのですね。だから自宅で時間を過ごさざるを得ない状況の中で、どういう問題が出るか、この前プライム10で加藤厚労大臣、医療ジャーナリスト、それともう一人出ました、この中での議論聞いてましてね、高齢者がコロナにかかって死亡率が高いのは、今でさえ高齢者に運動させない、そしてコロナにかかったらなお動かない、だから高齢者の死亡率が高いというような医療ジャーナリストの見解がありました。

今回ね、コロナで閉塞感、皆さん方外に出られない、このことによって私は厚労省推計よりもかなり大幅に健康を害する高齢者が増えてくると見ているのです。だから市長ね、これ本当に思い切って取り組んでもらいたい。別府市の問題であると同時に、高齢者の問題ですね、本当に高齢者心配しているのですよ。これだけは特にお願いをしておきます。

そこで、高齢者介護に要する問題、田辺部長、それから阿南課長に申し上げておきますね、もう言葉では駄目なのです、言葉では駄目。具体的に、何年にはこうなるのですよ、だから今懸念されている介護人材不足に対してはこういうふう具体的に年次的に解決していくのですよというのが見えなければ、もう議論にならない。またそれを、高齢者の皆さんは待っているのです。これね、できれば3月の予算決算特別委員会でももう一回やってみたいと思っているのです。そのわずかな数か月の間に、どれだけ具体的に進捗したのかというのを確認したいと思っていますから、そのことだけ事前に予告しておきます。もう言葉では通用しませんよ、もう実際にあと2年しかない、これはもう現実ですから、不断の努力をお願いします。

さて、この問題でこの高齢者の問題、いわゆる移動手段の問題ですね、さきの議会で1番議員が質問しました。そのときの市の答弁をコピーして読んでいます。この移動手段の確保について、市長も部長も行部課長もこのように言っています。持続可能な制度に向けて、今頑張っていますと、こう言ったのですね。これも3人とも同じ答弁ですが、これを確認する必要ありません。

そこで、持続可能な制度をいつまでに作るのですか。いつまでなのか教えてください。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

高齢者の移動手段につきましては、今年度6月に地域公共交通計画を策定しました。その策定の際に、利用者のアンケート、あるいは事業者のヒアリング等をして、それぞれ課題を整理しております。

そういったサービスの、今、行き届かない地域について状況把握をいたしましたので、今現在はそういった地域、人口規模、あるいは地形から優先される地域については、もう既に地域に入って協議を始めております。協議が整い次第、また事業者等の調整も必要となりますので、できるだけ早くそういった地域の解消を図っていきたいというふうに考えております。

○23番（泉 武弘君） この前、この運行にかかる経費を1億円というふうに説明を、答弁を頂いています。この1億円という積算根拠を教えてください。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

1億円の定義というのがちょっと確認できないのですが、恐らく1億円、ワンコインバスを運行したときの経費だと思います。

今、冒頭に質問いただいた高齢者の空白地域の移動手段の確保とちょっと回答が異なるかもしれませんが、今の質問に対してお答えしますと、大分市の1人当たりの金額で割り出した場合、大分市のワンコインバスの運行の1人当たりの単価で割り出した場合の別府市の負担というふうに、が根拠となります。

○23番（泉 武弘君） あなたこういうふうに答弁している。ワンコインバスの導入にかかる経費や毎年の維持にかかる経費につきましては、約1億円と、こういうふうに答弁して

いる。だから私が、1億円っていうのは何を根拠にしているのですか、今移動支援のために令和元年度3,000万円でしょう。3,000万円出ている。これとは別に1億円出るとか、これを含めて1億円なのか、路線バスだけの、路線バス外の、いわゆる路線バスまで行くまでの費用も概括でこれだけかかるんですよと、試算があるんだっていうのは説明してください。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えします。

1億円というのは、その路線バスがあるところに100円、100円で運行したときの、そういったときの経費、その積算が1億円ということでございます。私どもが移動支援の確保を進めているところは、そういった路線バスが通ってない、交通の不便地域、その解消のために今取り組んでいるところでございます。

○23番（泉 武弘君） 145町内ある中で、路線バスまでの移動手段が持てない、移動手段の確保ができない、145町内のうち調査はどのくらい進んでいるのですか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

先ほど申しました地域公共交通計画策定の際に、基礎調査で、地域を区切って調査しております。それはもう既にホームページでも公表しておりますし、計画書もお渡ししておりますが、市内5エリアですね、そこが交通不便地域ということで、まずこれを課題として今取り組んでるところでございます。

○23番（泉 武弘君） 市長ね、昭和25年、これ終戦後の地域財源の確保ということで、自転車競技法に基づく競輪事業を行いました。そしてこれまでに別府市に、いわゆる競輪事業収益から別府市の会計に繰り込んだ金の総額が460億円です。市長が就任してからの平成27年からこの方まで、約30億円繰り込んでいます。繰込み見込みですね、令和3年度6億5,000万円ですから。これだけの、ほかの市にない特定財源がありながら、運行経費の確保はできないんだろうかというのが、市民の一番ある気持ちなのですね。自転車競技法第11条だったと思うのです、こういう福祉に使ってもいいのですよ、いうのがあります。

市長、これらの特定財源を高齢者、障がい者の移動手段の経費にするように、ぜひとも調査・研究していただけないか。そのことで強くお願いをしておきます。

さて、時間がなくなってきました。もう一つの今日の目玉は、地産地消問題です。

令和5年9月に共同調理場がオープンします。現在の青物を中心に、別府市外から、市場に納めた食材を使っている金額を令和3年度で報告してください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

教育委員会としましては、令和3年の実績を重量ベースで、金額ではなく重さで答弁をさせていただきます。

市内産品は1,218キログラム、市外産品は14万3,685キログラム、約143トンとなっております。

○23番（泉 武弘君） なぜですか。なぜ転送品、いわゆる別府市の市場にほかの生産地転送してくるのですね、に頼らなければいけないのか、明確に説明してください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

学校給食の食材、青果に関しましては、市内の青果事業者、八百屋さんを中心に納めていただいております。八百屋さんは、別府市の卸売市場で商品を購入することが多いのですけれども、やはりなかなか市場自体に別府市産のものが出回る量が少なく、そういった関係もあり、市外産の量が多くなっているというのが現状でございます。

○23番（泉 武弘君） 今言われる、青物を中心とする市外食材を年間143トン使っているということです。今回の共同調理場については、私は当初から賛成をしています。その中で、地産地消という問題は多くの議員が議論してきました。生産農家の皆さん方と、共同

調理場を設置する教育委員会とは、この問題について今まで協議したことがあるのかないのか、答弁してください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） 生産者との協議でございますけれども、現在農林水産課を通じまして学校給食用の食材の買取りについての、教育委員会が希望する納品量や納品日、納品時間などの要件、品目ごとの納入基準などについて生産者に提示して、協議を進めているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 課長ね、私が聞いたのは、共同調理場というのは今始まったわけではないのですね。今度、小中学校共同調理場になりますけれども、単独の調理場がありました。それから共同調理場がありましたね。これらのときから、市外の食材を調達してきているわけでしょう。今まで市外ではなくて、別府市内の生産者の皆さん方と、こういう食品が年間にはこのくらい要るのですよというような協議をしたことがこれまでですよ、これまで。これまでであったのかないのかだけ、答弁してください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） 生産者との協議でございますけれども、今年の1月27日に行った授業について紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、別府西中学校におきまして、実際それより以前に、試験補助的に幾つかの農家さんをお願いをしまして、学校給食に納める用のハクサイ等の野菜を育てていただきました。そういった食材を使って学校給食に提供する中で、農家さんの声ですね、やはり決まった期日に納めるためには、日付までに量、あらかじめ種植えから始まって作付、収穫まで、そういったことで非常に大変だと、責任を感じている、プレッシャーだというお話を聞きながら、どうすれば農家の皆様にそういった思いをされることなく納品できるか、そういったことを農家の皆さんと協議をしたところでございます。

○23番（泉 武弘君） 皆さんってどこを指しているの。西中学校のときにということで、どこの生産農家の方が来たの。答弁してください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） 西中学校の取組のときには、農林水産課をお願いをしまして、農家の方と協議を行っております。

○23番（泉 武弘君） あのね、教育長、共同調理場についてはこの議員の23名の中でも反対意見もありました。しかし、反対意見の中でそういう方々がしてきたのは、地産地消なのですね。今のお聞きのとおりなのですね。今、奥課長は農林水産課の名前を挙げましたけど、農林水産課にはちょっと口幅った言い方ですが、僕のほうからお願いして、教育委員会と協議してくださいとお願いしました。教育委員会は、生産農家との、例えば作付面積、それから品種、量、品質とかこういうものについて、どうも知識がないようだから何とか話し合いをしてくれないかということで今日に至っているのです。今、答弁を聞いてて、教育委員会はこれまで地産地消に対する具体的取組をやってこなかったというのは、もう明らかなのです。

そこでお尋ねしますけれども、開設がだんだんだんだん年次的に迫ってきました。いつまでに生産農家との協議をしますか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

先ほどの答弁等の繰り返しになりますけれども、現在農林水産課に依頼をして、市内生産者への協力の要請をお願いしているところであります。農産品の、農産物の現在使用の10品目である大根、ニンジン、サツマイモ、ハクサイ、深ネギ、コマツナ、パセリ、ピーマン、キャベツ、キュウリ、カブを提示をさせていただいております。

○23番（泉 武弘君） 今ね、奥課長が答弁いただきました。生産品目の中にカンショ、いわゆる紅はるかを中心とするカンショなんかというのが、市長の住んでいる小倉ですね、あそこが一番適地なのです。これは僕が調べたら。あとと言われる薬物というのは、市内の生産農家の皆さん方が、例えば集団で作ればそれも対応できるのです。そして、私も新聞報

道見ました、棚田の皆さんが米を持ってきたっていうのがありましたね。あその内籠の棚田の米は最高においしいのです。ああいう地域はね、この機会にぜひとも共同調理場に納品したい、ぜひともそのチャンスをもらいたい、こういう強い思いがあるのです。

そういう中であって、やっぱり共同調理場を管理運営する教育委員会として、やはり農林水産課におんぶにだっこではなくて、自分らが示して、今までの生産品目で、市外から納品している比率、市内調達比率、市内調達品目、そしてどういうふうに品質保証をして、品質担保しているのか、こういうものを生産農家に示すのがあなたたちの責任なのですよ。143トンも別府市外から青物を取っている。信じられません、本当に信じられません。なぜ、別府市の生産農家の皆さん方に明るい未来を御提供しようとしらないのですか。

教育長、今私が申し上げたのは現実なのです。まだね、若干時間ありますから、生産農家に対する対応を早急にやってほしい、このことを答弁してください。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

地産地消については、大事なことと思っております。今までも、別府米については100%学校給食に納めてもらっています。さっきの青果物等につきましては、先ほど課長答弁もありましたように、非常に量が少ないというような状況がありまして、地元への、子どもたちも地元の産物については、食育を通じながら別府への思いとか愛着とか誇りを持つ、食育に通じるものと思っておりますので、今御指摘ありました点につきましては、また他都市等の事例等を参考にし、そしてまたそういう方向で何かできないものだろうかということ、また関係課と十分協議していきたいと思っております。

○23番（泉 武弘君） 年末ですから、苦言を呈しておきます。

私の質問が、非常に幼稚な、幼稚って自分で思うのですね。動画で何回繰り返して見ても、感情が入り過ぎて声高になったりとか、いろいろ反省点あります。その中で、私は特に答弁が簡潔で要領を得てると思うのはね、消防本部、それから上下水道局、この2つの課は、議員から質問があったら、その質問に的確に要領を得て答弁しています。やはりね、次回から議員から聞かれたこと、前飾りとか飾り言葉とか要らないのです。いつまでにどうするのですかって言ったら、皆さん方は、いや、そのことについてはいつまでにこういう決着をするのですよ、こういう具体策を前に進めるのですよ、これが議長が言う説明要員のため、皆さんはこの議場に入っているわけです。

阿南課長、それから田辺部長、それから柏木部長、奥課長、もうね、今からじゃないの。もう開設が、共同調理場開設時期がもう明示している。田辺部長、2025年問題、中2年しかないの。今からこうしますではなくて、もう既に走って、年次ごとに介護職員人材はこう確保できるのでしょうか、いうものがなければいけない時期でしょう。

今年1年、やっぱり議場で大きな声を出しました。自分で振り返ってね、何でこんな大きい声出さなければいけないのかなと思うのですよ。だけれども、そのことによって、少しはまた行政のほうも進んだかなという気もあります。ただ、皆さんだけを批判するのではありません。我々も議員として、やはり市民に対して責任があるわけなのですよ。だからつい、きつい言葉になるのです。

今年度市長が道路改良工事2億5,000万円積増しましたよね。あれでどれだけ助かったと思います。僕は政治っていうのはそんなものだと思うのですよ。今言った介護人材ね、これは市長ね、もうぜひとも、もう待ったなしですよ、待ったなし。

それからもう一つ、共同調理場、教育長、待ったなし。これだけ年明けて3月議会に、心配しなさんな泉さん、こういう安定的に具体的に結果が出るようにしていますよ、という答弁を期待して、今年の質問を終わります。

○10番（森山義治君） 市民クラブの森山でございます。

まず最初に、2ポツの（1）と4ポツの（3）、それからまた、5ポツのクルーズ船に

よる観光客の誘致についてでございますが、事前に話をお聞きしまして理解しましたので、割愛したいと思いますし、また担当課長のほうには前もって事前に話をしたのですが、また私も知識不足なところもございまして、また新たに、またの機会にしたいと思っておりますので、御了承願いたいと、そのように思っております。

よろしいでしょうか、議長。

○議長（市原隆生君） はい。

○10番（森山義治君） それでは質問に入ります。

まず、通園児送迎バスの置き去りについてでございますが、別府市内の送迎バスの現状について、まずお尋ねいたします。

御存じのように、令和3年7月に福岡県中間市の保育園において、通園バスに約9時間置き去りにされた5歳の男児が死亡、そのわずか1年後の令和4年9月には、静岡県牧之原市の認定こども園でバスに約5時間置き去りにされた3歳の女児が、熱中症により死亡した事案が発生をしております。

このような重大事案を受けて、大分県が令和4年10月13日に、県内全631の幼児保育施設を対象にして、緊急調査結果を公表しております。その内容は、通園バスを運行している97施設のうち約2割は、乗降時に子どもの人数、名前などの確認や記録を徹底していなかった、また半数以上の施設は降車時の車内確認などの手順を定めた安全管理マニュアルを策定していなかったようであります。

さらに、新聞社が独自に通園バス車内や園外活動中の公園に取り残される置き去り事案について、141の自治体にアンケートを実施した結果、園児置き去り事案が19件と、10月5日の朝刊に氷山の一角か、として報道されておりました。また、6割超の自治体が、重大事故以外の事案について報告を求めていなかったことも今回の調査で分かっているようであります。

そこでお尋ねをいたしますが、別府市内の認可保育所や認定こども園、また私立と公立幼稚園の、また認可外保育所などを含めて64か所あるようでございますが、各園などが所有しております送迎バスで送迎している、私立幼稚園や認可保育所などの数と、別府市内の全所有台数を教えてください。

また、別府市にこれまでに重大事案とはならなかった置き去り事故など、担当課への報告体制についてはどのようになっていますでしょうか。

また、これまでに報告事案がございましたら、そのときの対応についてお尋ねいたします。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

送迎バスによるお子様の命を奪う事故がこの約1年のうちに2件も発生したことは、非常に心の痛いことでございます。

さて、別府市内で送迎バスを使用している施設についてでございますが、認定こども園1か所、私立幼稚園5か所の計6施設でございます。

バスの総数は14台でございます。

事故報告に関しましては、事故発生時、まず電話等により施設から市のほう、担当課へ報告を受けるようになっております。また、このうち治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故、死亡事故などの重大事故に関しては、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、国の定める様式により報告書を求め、市から県を通じて国へ報告を行うようになっております。

現在、市のほうで把握しております送迎バスによる登園・降園時の事故等の報告についてはございません。

なお、今回の事故を受け、通園バスを使用している認定こども園で調査を実施しました

が、子どもさんの命を守るため細心の注意を払い、徹底した安全管理をさせていただいていることを確認いたしました。今後も引き続き、安全管理の徹底について担当課として取り組んでまいります。

- 10番（森山義治君） 別府市におきましては、送迎バスによる事故等はないということ、また徹底した安全管理をさせていただいているということで、現在通園しているお子様の保護者や家族の方を初め、市民の皆様も安心していることだと思います。

そこで次に、兄弟姉妹の入園状況と欠席時の対応についてですが、他県ではございますが、昨年に引き続き令和4年11月12日に、大阪府岸和田市において、保健所に通う3姉妹のうち、2歳の次女は父親の送迎する自家用車に置き去りにされ、死亡するという事案が発生しております。この事案によりますと、3姉妹を自家用車に乗せた父親が認定こども園に長女4歳と1歳の2人を預けた後に、別の保育所に預ける予定だった次女を預けたと思い込み、そのまま仕事に行ったために、次女が置き去りにされたようであります。もし、この3姉妹が同じ保育園でしたら防げた事案ではないかと考えますし、欠席に気づいた保育園が保護者にすばやく欠席を連絡していれば防げた事案ではないかと報道されておりました。

そこでお尋ねいたしますが、別府市として兄妹姉妹2人以上が同じ園に通園できる体制はどのようになっていますでしょうか。その現状と、欠席に気づいた児童と保護者との連絡体制はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

また、どのような再発防止対策に取り組んだのでしょうか、お尋ねいたします。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

兄弟姉妹の入園につきましては、可能な限り同じ施設に通えるよう配慮させていただいております。

また、連絡なしの欠席につきましては、1年前の福岡県での置き去り事案を受けて、必ず保護者に連絡し、確認するよう各施設に対し指示を行っております。

また、今回の岸和田市の事案を受けまして、各施設に対しまして欠席確認について、安全管理マニュアルなどに明文化するようという指導をしております。

- 10番（森山義治君） 兄弟姉妹の入園については、可能な限り同じ園に通える、また欠席確認につきましてもしっかり取り組んでいるということで、理解をいたしました。

そこで次に、安全輸送対策についてお尋ねします。

度重なる通園バスによる置き去り事案を受けて、国が令和4年11月1日に、小倉将信子ども政策を担当する内閣府特命担当大臣が、通園置き去り死亡事故を受けて、義務化する通園バスの安全装置に関し、1台当たり補助上限額を工事料含めて18万円と設定し、令和4年度第2次補正予算に盛り込んだようであります。このような緊急対策によりまして、園児置き去り事案がなくなることを願っておりますけれども、そのほかにも送迎バスの運行時、運転手がやむを得ず急ブレーキをかけたことにより、おでこなど体の一部を座席にぶついたりすることもあるのではないかと察します。

そこで、別府市として、送迎バスによる園児置き去り事案だけにとらわれずに、安全輸送という観点から、送迎車両の各座席にはシートベルトの装備がついているのか、また運転手の運行前のアルコール検知はどのようにしているかなど、調査することも必要ではないかと考えますが、現状はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

送迎バス14台のうち7台は園児専用のバスであり、シートベルトの装備はございません。その他のバスにつきましては、必要に応じてチャイルドシートやジュニアシートなどを使用し、安全管理を行っております。

また、アルコールチェックにつきましては、全ての送迎バスで実施していることを確認

しております。

- 10番（森山義治君）送迎車両においては、課長答弁もありました7台が園児専用のバスであり、残りの7台は各座席にシートベルト着用の装備があり、高速道路でも運転できるということで理解いたしました。これは私も車検証を一応確認しにいきましたので。

そこで、運行前のアルコール検知も実施しているということで安心しておりますが、置き去り事案につきましては令和4年9月に、静岡県で発生した園児置き去り死亡事案後のわずか2か月後には、大事には至らなかったもののまたもや広島市で再発しております。また、園児虐待は静岡県の裾野市の保育園や北海道の西興部村の障がい者施設で発覚しております。別府市におきましては、今後もこのような事案がないと確信をしておりますので、今までどおりまずは子どもの安全・安心が十分に配慮できますようお願いをいたしまして、この項を終わります。

次に、別府市地域公共交通計画のパートナーシップについてでございます。

近年、急速に進む超少子高齢化や本格的な人口減少、また二酸化炭素排出量の増大など、社会を取り巻く様々な課題への対応が必要となってきております。

そこで、国は平成19年10月に地域公共交通活性化再生法の施行、また平成23年4月、平成25年11月、平成26年11月と、この7年間に5回も交通運輸産業に対する法律などの改正が行われております。その後、令和2年11月には地域公共交通活性化再生法が改正されまして、地域公共交通計画の作成は全国の各自治体に義務づけられておまして、別府市でも令和4年6月に別府市地域公共交通計画が作成されております。また、私読みまして、3回ほど中を読ませていただきまして、よくできているなど評価をしているところでございます。

そこで、この地域公共交通計画の冊子をよく見ましたら、大きく6章に区分され、現状と課題が1章と2章となっておりますが、第3章以降が重要ではないかと考えております。特に、目標の達成状況の中で、行政と交通事業者のパートナーシップ協定の実行件数は、目標値として2以上と記載されておりますが、現況値は0となっております。バス事業者が車両を購入するのに対して、自治体が停留所の整備やバス路線地図や観光案内パンフレットですね、この作成などを支援していくと、このようなパートナーシップ協定の締結につきましては、平成29年第2回定例市議会で、一度一般質問しておりますが、その後5年が経過しておりますのでお尋ねいたします。

担当課として、このパートナーシップ協定の締結について今後どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

- 政策企画課長（行部さと子君）お答えいたします。

前計画にございますパートナーシップ協定につきましては、バスの走行環境の改善や、バス停環境の向上のため、路線バス運行事業者2社の共通路線のバス停共同化に係る協定締結に向けて協議を進めておりました。あいにく、コロナ禍に入りましてバス利用者が減少し、バス停の共同化の前に一方のバス路線が休止となり、当該バス路線は1社となったため、協定締結には至らず、実績がゼロとなっております。

今計画では協定締結は掲げておりませんが、事業の取組には交通事業者や拠点施設の連携は必要と考えておりますので、引き続き関係者と連携して取組を進めたいと考えております。

- 10番（森山義治君）このパートナーシップ協定の締結には至らなかったことは、答弁お聞きしまして理解いたしますけれども、冒頭に申し上げましたように、公共交通を取り巻く環境は、バスやタクシーの代替えができないほど厳しいものがあるようであります。引き続き、関係者と連携をしながら取組を進めていただきますようお願いをいたしまして、次に計画の目標についてお尋ねいたします。

今回の別府市公共交通計画の第5章の計画の目標達成のための事業の中で、計画の目標が定められておりますが、目指しますとかいう文言や、調査研究の推進や、連携強化が一部使用されております。具体的にどのように推進するのか、どのような方法で連携するお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

計画の推進に当たりましては、多くの取組が行政だけでなく地域住民や交通事業者、関係機関等の相互理解と協力が必要と考えております。具体的な事業化に向けては、新たな技術が次々と開発されることや、交通や交通事業者を取り巻く社会情勢が急速に変化していることから、そのときにより効果的と考えられる取組に向け、関係者と協議をしていきたいと考えております。

○10番（森山義治君） 具体的な事業化に向けては、新たな技術の開発や、交通事業者を取り巻く社会情勢が急速に変化していることから、そのときにより効果的と考えられる取組に向け、関係者と協議をしていくことはとても重要でございますが、具体的に例えば国土交通省は奨励しております、民間企業だけでなく市役所や学校を対象としたエコ通勤、また有料事業所認証の取得制度や教育委員会との連携など、具体的な施策を目標にして公共交通利用促進につなげることが重要であると考えます。そのような観点からしまして、第3回定例市議会で可決されました、70歳以上の高齢者に対して1人7,000円の交通系ICカード配付は、それぞれの本人宛に届いているようであります。バスに乗ったことのない市民が、また市民が乗っていただくために、利用促進につながることに期待をしているところでございます。

また、この件につきまして多くの高齢者の方から、助かると、ありがたいというような声を聞いておりますので、そのことを課長にお伝えして、次に地域公共交通計画の実現に向けてですが、お尋ねいたします。

今後、路線バス幹線フィーダー系統に対する補助要件が計画で変更されております。補助の交付先が法定協議会、別府市で言いますと別府市公共交通活性化協議会に変更されますので、その計画に沿って地域の状況に応じた事業を展開することが重要になってくると考えます。しかし、活性化協議会において、路線バスの維持や新たなデマンド交通などを議論していくとなれば、利害関係が懸念されて、決定していくのもなかなか困難ではないかと考えます。

そこで、協議会のほかに例えばバス事業者やタクシー事業者、また新たに事業展開をしようとするエリアの町民の代表者などが一緒になって議論する協議会が必要ではないかと考えますが、今後、その件についてはどのようにお考えでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

また、この計画の中で利用しやすく持続可能な市内の交通ネットワークの最適化を目指すために、アフターコロナに合わせた段階的な市内路線バスの改善とありますけれども、状況は既に待ったなしの状況のようであります。慢性的な赤字や、また車両への投資ができないことにより、毎年4月頃に行われるダイヤ改正について、それを駅にあるのですけれども、私もたまに見るのですけれども、路線の一部廃止や減便が毎年行われているようであります。このままでは、今後もバス事業者から路線廃止の申し入れが出てくることも予想できますが、もしそうなりますと、さらに代替交通の検討は必要になってくることが考えられます。今後、市内の公共交通をどうしていくのか、真剣に検討を行うことや、公共交通を維持していくためにも、例えば仮称であります交通政策課など、交通専門部署を立ち上げることが重要ではないかと、このように考えますが、御見解をお尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

活性化協議会のほかに、交通事業者や地域住民が一緒になって議論をする協議会の設置につきましては、地域の公共交通をどのようにしていくか、住民・交通事業者・行政の三者で協議することも考えられますが、バス事業者やタクシー事業者、それぞれに特性がありますので、まずは行政と住民が協議する、行政と各交通事業者が協議するなどを行い、必要に応じて三者で協議していきたいと考えております。

また、交通専門部署の立ち上げについてですが、近年人口減少や少子高齢化、自家用車への依存等により、民間の交通事業者による公共交通の確保という構造を維持することが難しくなる中、新型コロナによる経営環境、業績の悪化でさらに公共交通の維持が課題となり、行政の役割が増してきていると考えております。

他の分野でも、人口の急減や超高齢化社会、自然環境の変化や全世界での不安定な社会情勢などを背景に多くの問題が顕在化してきており、福祉・教育・環境・経済・観光など、それぞれの分野での課題が山積しています。組織体制につきましては、それら全体の状況を見極めながら、必要な措置を講じていきたいと考えております。

- 10番（森山義治君） 課長の言われますように、行政の役割が重要となってきているからこそ、交通政策基本法が成立したのだと私は認識をしておりますし、職員が幾つもの仕事を掛け持ちになれば過重労働にもなりかねませんので、一度前向きに検討していただきませうようお願いをいたします。

次に、新モビリティ、MaaSについてですが、新モビリティ、ICT技術等の活用及び検証の中に、モビリティサービス、MaaSの調査研究等を目指していくことが掲載されておりますが、このスマート網を使った次世代移動サービスが全国はじめ九州でも拡大しているようであります。隣の由布市では、トヨタ自動車グループが開発したアプリ、マイルートの実証実験が始まっているようです。

また、直近の報道では人口は約6万7,000人の石川県加賀市では、自家用車に依存しない住みやすいまちづくりを目指しており、利用ニーズに応じたオンデマンド交通を提供し、乗換案内や予約等の交通サービスを充実させるために、MaaSの推進に取り組んでおります。

また、市内の複数の公共交通の予約や決済を一括できる加賀MaaSアプリを11月の1日から運用を開始しているようであります。このアプリは、目的地を検索しますと、複数のバスと乗合タクシーを組み合わせた行き先や所要時間が表示され、乗合タクシーは予約もできるようであります。決済はクレジットカード、またはデビットカードに対応しており、市内の原則全ての店舗や観光施設の情報を掲載しており、一部の店舗では割引などのクーポンが利用できるようでもあります。

別府市は、大分空港や福岡空港から空港バスがありますし、市内に入れば路線バスや乗合タクシー、またJRや別府市内の過疎地を運行しているデマンド交通など、交通結節点を結び、スマートフォンなどで予約や決済が一括にできます次世代移動サービスの推進にしっかり取り組んでもよいのではないかと考えますが、御見解をお尋ねします。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

MaaSにつきましては、住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、電車やバス、タクシーなど、複数の公共交通サービスや移動サービスを最適に組み合わせ、検索や予約、決済まで1つのサービスとして提供され、また観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等とも連携したサービスを提供できるものとして、移動の利便性向上等に資する手段と考えております。

一方で、事業者間のデータ連携や運賃や料金の柔軟化、公共交通におけるIT化の推進などの課題もございます。

MaaSにつきましては、広域を移動する旅客の利便性や、事業にかかるコストの効率

性の観点から、地域間、事業者間で共通のMaaSプラットフォームの構築やサービスの広域化が重要と考えられるため、大分県や他の地域と連携していく必要があると考えておりますので、他市町村の動向を注視しながら調査研究したいと考えております。

- 10番（森山義治君） そうですね、様々な課題がありますので、調査研究をしていただきながら検討していただきたいと思っております。

私が思うのに、近い将来IT化の進展などでJRやバスなどの一部路線が、もう自動運転により運転手は要らない時代がもう見えてきているように感じております。私ども市民クラブで、令和4年7月28日に視察に行かせていただきました、交通政策の先進地であります滋賀県においては、公共交通を維持する財源として、フランスなどにある交通税の創設を考えているようですし、また人口およそ3万6,000人の米原市においては、一般会計当初予算のおよそ0.5%、1億1,000万円、また人口およそ11万人の東近江市では、一般会計当初予算の1%、およそ5億2,000万円と、地域性は違っても公共交通に要する事業費がともに億単位でありました。別府市においても、今度作られました公共交通計画に基づいて利便性のよい事業化をお願いいたしまして、この項を終わります。

次に、郵便局の行政事務拡大についてでございますが、政府は令和4年10月12日に、郵便局が自治体から受託できる行政事務を拡大する検討に入ったことが報道されておりました。一部の郵便局では、令和3年11月現在、既に589の郵便局が住民票の写しや戸籍謄本、印鑑証明書などの証明書交付を自治体から引き受けているようであります。

また、全国に約2万4,000の郵便局がある中で、受託する拠点を増やす方向で検討を本格化させるようであります。

さらに、2022年3月に閣議決定によりまして、今後運転免許証と一体化される動きもあるようで、マイナンバーカードの住所変更手続を行えば、運転免許証の住所変更手続は不要、また日常生活において様々な恩恵を受けることができるようであります。

そのような状況の中で、マイナンバーカードを保険証代わりに使うマイナ保険証は既に2021年10月から本格的に始まっているようであります。今後、マイナンバーカードの普及がさらに進むことが考えられますが、この郵便局の行政事務拡大については別府市としてはどのようにお考えでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

日本郵便株式会社と別府市は、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地方創生の協働取組及び市民サービスの向上等を図ることを目的に、令和3年2月に包括連携協定を締結しております。郵便局は地域住民にとって身近な存在であると認識しており、市内19か所の郵便局を拠点に、郵便局の協力を得て本市の市政情報のお届けや地域の見守り活動などに取り組んでいるところでございます。

総務省による検討では、地方公共団体をはじめとする地域の公的基盤と郵便局の連携の在り方や、郵便局のDX、データ活用を通じた地域貢献の在り方などが検討項目に挙げられており、今後検討状況を注視していきたいと考えております。

- 10番（森山義治君） 先ほど申しましたように、一部の郵便局では既に589の郵便局が、住民票の写しや戸籍謄本などの証明書交付を自治体から引き受けているようであります。例えば別府市内ですが、コンビニが近くにない別府扇山郵便局や別府竹ノ内郵便局などで、行政事務の代行ができるようになりましたら利便性が非常に高くなると考えますが、別府市としては今後の状況を注視していくということで理解いたしまして、次の項に移ります。

次に、台風14号による被害状況について、まず別府市の住宅状況についてでございますが、近年気候変動の影響により、地震、台風、大雨などの自然災害が日本各地で頻発し、特に台風による被害が増大しているようであります。

そこで、日本に上陸した台風について、過去5年間を調べてみますと、平成30年が5

回、令和元年が5回、令和2年がゼロ、令和3年が3回、特に令和4年を見ても、6月に発生した台風4号、また8月に発生した台風8号、さらには9月に発生した台風14号と、本日までに3回上陸しているようであります。

特に、9月14日に小笠原近海で発生しました台風14号については、17日の午前に気象庁が緊急記者会見を開き、経験したことのないような暴風・高波・高潮と、記録的な大雨のおそれがあると解説をして、テレビ報道では過去最強クラスの勢力という表現が用いられました。この台風は18日の午後7時には鹿児島市に上陸して、午後9時頃には大分県佐伯市蒲江で、最大瞬間風速1秒間に50.4メートルを観測したことも報道されておりました。別府市においては、その情報を基に、9月19日13時に別府市災害対策連絡室が設置されております。

そこで、この台風による大分県内の人的被害は9人、そのうち別府市内においては80代の女性が風にあおられ転倒して足を骨折したことが報道されておりました。また、今定例市議会において、被災した農業用施設及び公共土木施設の復旧費として1億4,648万円が提案されておりますが、大分県と別府市ともに住宅被害情報は公表されておられませんので、この住宅被害件数について防災危機管理課にお尋ねをいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

大分県内の住宅被害件数につきましては182件となっております、内訳といたしましては全壊が6件、半壊が10件、床上浸水が23件、その他143件となっております。

当市の住宅被害件数につきましては17件となっております、全てが準半壊に至らないものとなっております。

罹災証明の申請方法といたしましては、この17件のうち5件が電子申請によるものとなっております。

○10番（森山義治君） ありがとうございます。罹災証明の申請が17件ということで、理解をいたしました。

私もこの台風14号の接近の報道を9月17日にテレビで見て、この台風が別府市に迫る前日ですね、18日に防災士の一人として町内を見回り中に、住民より情報を得た所有者不明の空き家に行ってみましたら、今にも雨どいは落下しそうでしたので、まずは都市計画課に電話連絡したところ、すぐに職員3名が現地に来て、落下防止をしていただきました。

また、この台風の上陸をテレビで見たその空き家の近隣住民が、自分の家にその雨どいが落ちてきたら怖いと話していましたので、そのすばやい対応に大変感謝をしておりました。

さらに、台風が落ち着いたその翌日の9月19日朝7時頃から、再度自治会長と青壮年会の会長たちと町内を見回ったところ、特に県道11号の南立石付近で一部の崖崩れ、また強風などで10本ぐらい折れた竹が県道の2車線をふさいでいましたので、すぐに今度はその後のF i x M y S t r e e tで、現場の写真と住所や文言を添付して送信しました。また、町内の住宅街を見回ったところ、電話線が強風によりまして切断し、垂れ下がっている場所や、住宅の雨どいが落下しそうな箇所を見つけて、それをまたF i x M y S t r e e tで送信をしました。

この件につきましても、職員2名がすぐに来て、その対応をしていただきました。特に、電話線につきましては被災した住民がN T Tに携帯電話で何回電話してもつながらなくて困っていたのですが、その連絡も職員が庁舎に帰って引き続きN T Tに修理依頼をしていただいたようで、その日の午前中にはN T Tの職員が来て修理が完了しました。

その後、土砂崩れの現地に行きましたら、土砂や道路をふさいでいた竹は土木業者が来て既に全面通行が可能となっております。この間のすばやい担当職員の対応に感謝を申

上げますとともに、F i x M y S t r e e t 事業の利便性に住民も感動をしておりました。

そこでお尋ねをいたしますが、この台風 14 号において、F i x M y S t r e e t による情報提供、この 2 日間で何件あったでしょうか。その件数や内容と、対応についてお尋ねいたします。

○都市整備課長（山田栄治君） お答えいたします。

台風 14 号におきまして、F i x M y S t r e e t による通報は 7 件ありました。

内容につきましては、倒木や土砂崩れによる道路の一部閉塞が 2 件、カーブミラーの破損が 1 件、街灯の破損が 1 件、また公共施設や構造物以外では電話線の切断が 1 件、家屋の一部破損が 1 件、飛来物が 1 件です。

対応につきましては、待機職員が投稿された内容や投稿された写真から、速やかに状況を確認しまして、その状況ごとに業者発注や関係部署、関係機関、所有者等の関係者の方々へ連絡を行いまして、応急対策等を行いました。

○10 番（森山義治君） 日常的に活用できる F i x M y S t r e e t による報告件数が、少ないのは本当は台風のときにいいのですけれども、まだ平均少ないと聞いておりますので、さらにこのスマートフォンによる投稿方法の広報をお願いいたします。

そこで、防災危機管理課のほうでも今年度から F i x M y S t r e e t のような災害情報投稿ボックスというものを運用し始めているようですが、台風 14 号接近の 2 日間で情報提供の件数とその内容、またどういった場合に投稿できるのでしょうか、広報を兼ねてお尋ねします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

災害情報投稿ボックスには 23 件の情報提供があり、内訳といたしましては土砂崩れが 3 件、倒木が 13 件、浸水が 2 件、その他 5 件となっています。

情報投稿ボックスにつきましては、市報 7 月号の裏表紙の右下に QR コードを掲載させていただいております。

また、市内に何らかの警報が出て災害連絡室を立ち上げた場合には、市ホームページの緊急情報の欄からアクセスできる体制となっております。投稿と同時に防災危機管理課をはじめ、建設部の都市計画課、都市整備課、公園緑地課と情報共有を図っております。

○10 番（森山義治君） 市内に台風や地震など、何らかの影響が、警報が出て、その後別府市が災害連絡室を立ち上げた場合のみに投稿できる災害ボックスということで理解はできましたし、どちらでも活用できるということで理解をいたします。

次に、リバースモーゲージについてですが、別府市内には所有者不存在や所有者不明の空き家を現在 10 件ほど把握していると、都市計画課が今定例会の 12 月 6 日の議案質疑で答弁をしております。

また、このような空き家についてはすぐに職員や地元住民は法的に手が出せないという状況のようであります。先ほども申しましたが、所有者不明の空き家などで雨どいやトタン、また瓦や朽ち果てた外壁などは、落ちそうな空き家がありますと、近隣の住民にとってはとても不安な状況にあるようであります。最終的に老朽化した所有者の不存在や所有者不明の住宅などを、いずれ行政代執行するようになるでしょうけれども、それまでには至らない空き家については、朽ち果てるまで待つのではなく、事前の対処は重要であると考えます。

また、現在持ち家で生活する高齢者は、安定した老後の生活を維持するため、生活費だけでなく家の修繕費用やリフォーム代金を確保することも課題であると認識をしております。

そこでお尋ねいたしますが、このような現状を解決する方策の一つはリバースモーゲー

ジだと考えておりますが、この制度とはどのような内容でしょうか、お尋ねします。

○ひと・暮らし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

リバースモーゲージとは、高齢者が持ち家に住みながらその住宅を担保に生活資金を借り入れ、お亡くなりになったときにその住宅を売却することで、借入金を清算する制度のことです。近年では、老後の生活をさらに豊かにしたい方や、自宅の老朽化や相続などの問題、住み替え資金としても活用されています。

このリバースモーゲージは、厚生労働省と社会福祉協議会の取組の不動産担保型生活資金制度と、金融機関や住宅不動産会社などが実施しています民間のものがあります。

○10番（森山義治君） 内容は理解いたしますし、この制度を銀行などが行っていることも理解しております。先ほど申しましたように、ただ所有者不明の空き家になるまでの方策を高齢者などに知っていただきたいと考えますし、そのような立場になった方がまず相談しやすい場所は市役所であり、社会福祉協議会だと考えます。

そこで、厚生労働省と社会福祉協議会の取組である、不動産担保型生活資金制度の内容と現状についてお尋ねいたします。

○ひと・暮らし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

厚生労働省が創設しています不動産担保型生活資金は、今住んでいる自己所有の不動産に住み続けることを希望する高齢者世帯が、不動産を担保に生活資金を借りることができる制度です。制度の実施主体は都道府県社会福祉協議会で、市町村の社会福祉協議会が相談と申請の窓口になっています。

この制度は65歳以上の住民税非課税世帯、または均等割非課税世帯が対象で、なおかつ土地の評価額がおおむね1,000万円以上、要保護世帯は500万円以上の一戸建てが対象となっております。

貸付限度額は土地評価額の7割程度となっております。なお、連帯保証人が必要なケースもあります。

県内の貸付件数としては、平成30年度から現在までの5年間で15件となっており、そのうち別府市では1件、大分市14件となっております。

○10番（森山義治君） 別府市におきましては、貸付件数は5か年で1件と、少ない要因の一つは、土地の評価額が1,000万円以上となっていることが考えられます。現状では、別府市内の一般住宅地で土地の評価額が1,000万円以上の土地を持っている高齢者は少ないのではないかと察します。また、都市と地方の土地単価も違い、不公平な制度ではないかとも考えられます。

そこで、土地の下限額をもっと下げなければ、この制度は絵に描いた餅であり、利用しづらい制度だと考えますので、一度社会福祉協議会を通じて大分県に見直しを提案していただきたいと願いますが、御見解をお尋ねいたします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

この制度は、厚生労働省が平成14年度に低所得者の高齢者向けに長期生活支援資金として創設して、平成21年度より不動産担保型生活資金に名称が変更されています。創設時から全国的な基準で、下限額を1,000万円と変えていませんが、民間よりは低く設定されており、また下限をあまり下げ過ぎますと、貸付額もその分下がり、長期的な生活資金としての機能が薄れるのではないかと考えられています。

いずれにいたしましても、制度設計時より社会情勢も大きく変わっていることと、必要とする福祉サービスとしての実態に近づくように、社会福祉協議会を通じて制度の見直しを要望してまいりたいと考えております。

○10番（森山義治君） 名称はリバースモーゲージから不動産担保型生活資金制度に変更されているようですが、今後さらに朽ち果てた所有者不存在や、所有者不明の空き家

が増加することが考えられますし、空き家となる前に、住んでいた高齢者は生存中にこのような制度を知っていただくことも重要であると考えますので、この広報をよろしく願います。

次に、空き家バンクの登録追加についてであります。別府市内には現在空き家バンク制度があり、その登録申込書は産業政策課で受け付け、その管理業務は別府市シルバー人材センターが受け持ち、その対象となる物件は住宅のみのようであります。

しかし、所有者がいる空き家で、その解体後には雑草が生い茂ったりしている場所は多く見受けられますし、空き店舗なども見受けられます。時に、空き地の雑草は生活環境課ですね、その都度申し込めば所有者に草刈りの依頼をしていただいておりますが、なかなか草刈りをしていただけない現状もあるようであります。

そこで、その空き地や空き店舗などを空き家バンクに登録していれば、その空き地の利用希望者もいるのではないかと考えます。この別府市空き家バンクの登録物件に、住宅だけでなく、空き地や空き店舗なども加えていただき、契約成立ともなれば、環境によく、隣近所の住民からも苦情が減少すると考えますが、いかがでしょうか。この空き家バンクの追加登録について、御見解をお尋ねいたします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、別府市に移住しようとする方々等を支援するツールとして、空き家を活用することで定住促進と地域活力の向上に取り組んでいるもので、今年度からは農地付き空き家も取扱い物件に加え、就農ニーズへの対応も進めているところでございますが、移住希望者等から空き地、空き店舗等に関するお問合せは頂いていない状況でございます。

一方、地域によりまして、民間事業者によります物件の流通機能の違いなどもありまして、県内におきましても空き家情報に加え、空き店舗の情報を取り扱っている自治体も一部ございます。近年、空き家バンクの位置づけは従来の移住促進による地域活性化策という性格に加えまして、空き家等の問題解決策としても位置づけられるようになってきております。これまでの移住者支援の側面だけではなく、良好な住環境の確保や生活環境の保全の観点からも、今後の政策的位置づけの変化に応じて、空き家バンクの在り方についても検討していく必要があるものと考えております。

○10番（森山義治君） 私も、別府市空き家バンク、インターネットで閲覧するのですが、この空き家バンクを検索する人は、そのページに住宅だけでなく、空き地や空き店舗なども閲覧できるようになれば、申し込む方もいるのではないかと考えますので、その必要性も検討していただきますようお願いをしまして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時50分 散会